

厚岸町議会 第3回定例会

令和4年9月14日
午前10時00分開会

- 議長（堀議員） ただいまから、令和4年厚岸町議会第3回定例会を開会いたします。
- 議長（堀議員） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（堀議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、10番、大野議員、11番、中川議員を指名いたします。
- 議長（堀議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。
委員長の報告を求めます。
6番、佐藤委員長。
- 佐藤委員長 それでは、議会運営委員会報告を申し上げます。
9月12日午前9時54分から第8回議会運営委員会を開催し、令和4年厚岸町議会第3回定例会の議事運営について協議をいたしましたので、その内容についてご報告申し上げます。
議会からの報告は、議会運営委員会報告、諸般報告、例月出納検査報告であります。
委員会関係の案件は、総務産業常任委員会先進地行政視察報告書、厚生文教常任委員会先進地行政視察報告書、2常任委員会及び議会運営委員会からの各委員会閉会中の継続調査申出書であります。議会からの提出案件は、会期の決定、議員の派遣であります。意見書案は、「国道強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書」が提出されており、本会議で審議することに決定をいたしました。
次に、町長提出の議案等についてであります。
認定第1号から認定第9号は令和3年度の各会計決算認定9件であります。
審議方法は、議長と議会選出監査委員を除く11名をもって構成する令和3年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中に審査を行うことに決定をいたしました。
報告第10号 「令和3年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告について」、報告第11号 「専決処分事項の報告について」は本会議で審議することに決定いたしました。
議案第55号から議第61号及び議案第78号の、補正予算8件の審議方法については、議長を除く12名をもって構成する令和4年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審議を行うことに決定をいたしました。

議案第62号から議案第72号の一般議案11件、議案第73号から議案第76号の条例改正案4件及び議案第77号の新規条例案については、本会議において審議することに決定いたしました。

一般質問通告書は、9人であります。

本定例会の会期は、9月14日から16日までの3日間と決定をいたしました。

以上、議会運営委員会報告といたします。

●議長（堀議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（堀議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告のとおり、本日から16日までの3日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日9月14日から16日までの3日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の予定表のとおりであります。

●議長（堀議員） 日程第4、諸般報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理された議案等は、別紙付議事件書のとおりであります。

次に、令和4年6月15日開会の第2回定例会から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりであります。

また、今般、釧路東部消防組合議会及び釧路公立大学事務組合議会の報告書が提出されております。関係資料は、別途、議員控室に備えておりますので、閲覧の上、参考に供してください。

以上、諸般報告とします。

●議長（堀議員） 日程第5、例月出納検査報告を行います。

今般、監査委員より、別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思います。

以上で、例月出納検査報告を終わります。

●議長（堀議員） 日程第6、認定第1号 「令和3年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定について」、認定第2号 「令和3年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第3号 「令和3年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

算の認定について」、認定第4号「令和3年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第5号「令和3年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第6号「令和3年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第7号「令和3年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第8号「令和3年度厚岸町水道事業会計決算の認定について」、認定第9号「令和3年度厚岸町病院事業会計決算の認定について」、以上9件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

令和3年度各会計決算の報告に当たり、その執行状況について説明いたします。

当年度は、令和2年度にスタートを切った第6期厚岸町総合計画とSDGsを指針として「誰一人取り残さない」との視点で施策に取り組み、人口減少対策、観光振興、産業振興、感染症対策、防災・減災対策を重点施策として推進をいたしました。

人口減少対策では、子どもを安心して育てられる環境を整備するため、「あつけし保育所」を移転改築したほか、定住・移住を促進するための移住者への支援金制度の創設や移住体験事業を行いました。

観光振興では、令和3年3月に「厚岸霧多布昆布森国定公園」が誕生し、観光客のさらなる誘客を図るため、町の魅力を紹介する新たなパンフレットと観光PR動画の制作やアウトドアガイドの育成などを行いました。

また、ふるさと納税返礼品制度を活用し、地場製品の普及拡大や町のPRを行った結果、過去最高の9億976万4,000円という多大なご寄附をいただいたところであります。

産業振興では、預託牛の育成環境の整備のため町営牧場施設の整備を行ったほか、赤潮により多大な被害を受けたウニの生育環境整備や種苗放流に対し支援を行いました。

新型コロナウイルス感染症に係る経済対策では、全町民へ「がんばろう厚岸応援券」の配付を行い、町民の生活支援と町内経済の活性化を図ったほか、感染拡大防止対策では、町内事業者が行う店舗等の感染防止のための改修等支援のほか、老人福祉施設のゾーニング対策や災害避難所、小中学校などの感染症対策消耗品の整備など町民が安心して生活できるよう様々な施策を講じたところであります。

防災・減災対策では、不測の災害に備え太田地区に大型防災備蓄倉庫と併設する厚岸消防団第4分団消防庁舎を建設するための実施設計を行いました。

これら重要課題のほか、空家等の除却促進や老朽化し不要となった町有施設の解体、町道の改良舗装・補修などの生活基盤の整備等の実施に対する予算執行が主な施策成果の特徴となっております。

当初予算では、一般会計が96億9,208万1,000円、国民健康保険、簡易水道事業、下水道事業、介護保険、後期高齢者医療、介護老人保健施設事業の各特別会計を合算しますと132億4,744万4,000円の総体規模でありました。これに、年度内にそれぞれ所要額の補正を行い、一般会計における最終予算は、令和2年度繰越明許費3億9,652万円を含め121億4,338万4,000円、各特別会計では、38億9,124万8,000円となり、総体において

は160億3,463万2,000円となりました。

これらの内容は、次の表のとおりとなっておりますので、私からの説明は省略をさせていただきます。

この最終予算に対しまして、各会計別の収支執行実績で申し上げますと、一般会計では、歳入で123億6,832万1,136円、収入率で98.95%、歳出では117億5,215万8,818円、96.78%の執行率となり、歳入歳出差し引きで6億1,616万2,318円の残額となりました。このうち、繰越明許費として2,348万5,000円を令和4年度に繰り越し、財政調整基金に3億円を積み立て、実質2億9,267万7,318円が翌年度繰越財源となったところであります。

一方、特別会計であります。国民健康保険特別会計については、一般会計から1億1,628万5,774円を繰り入れ、歳入歳出差し引きで2,100万7,985円の残額となり、これについては翌年度に繰り越し、国庫負担金等を精算の上、返還金に充てるものであります。

簡易水道事業特別会計については、歳入不足となった805万8,104円を一般会計から繰り入れ、収支の均衡を図りました。

下水道事業特別会計については、歳入不足となった3億6,574万9,225円を一般会計から繰り入れ、収支の均衡を図りました。

介護保険特別会計については、一般会計から1億8,213万4,697円を繰り入れ、歳入歳出差し引きで4,376万5,162円の残額となり、これについては、翌年度に繰り越し、国庫負担金等を精算の上、返還金に充てるほか、介護給付費準備基金に積み立てるものであります。

後期高齢者医療特別会計については、歳入で保険基盤安定分等として一般会計から4,435万6,284円を繰り入れ、現年度保険料の4月と5月の収入分237万4,661円を翌年度に繰り越し、広域連合納付金に充てるものであります。

介護老人保健施設事業特別会計については、歳入歳出差し引きで311万5,804円の残額となり、この残額は全て翌年度へ繰り越すものであります。

以上が令和3年度決算報告による計数面での概要であります。より具体的な成果と実績等につきましては、別冊で配付いたしました「決算書」及び「決算資料」に基づき、ご検討いただくこととして内容説明を省略させていただきます。順次ご質問等に応じて各担当課等より、詳細なご説明をいたしたいと存じます。

以上でございます。

●議長（堀議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） 続きます。認定8号 令和3年度厚岸町水道事業会計決算の内容について、お配りしている提案説明書のとおりでございますので、ご審議の上、ご認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 続きまして、認定第9号 令和3年度厚岸町病院事業会計決算について、お配りしております提案説明書のとおりでございますので、よろしくご審議の上、認定くださいますよう、お願い申し上げます。

●議長（堀議員） ここで、監査委員に対し、審査結果の意見を求めます。
代表監査委員。

●代表監査委員（黒田代表監査委員） ただいま上程されました令和3年度厚岸町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定並びに水道事業会計及び病院事業会計の決算認定について、その決算審査の概要を申し述べさせていただきます。

まず最初に、令和3年度一般会計並びに各六つの特別会計合わせまして全体の決算額につきまして、先ほど町長も言及されていましたが、この決算書で申し上げますならば、1ページ目から4ページ目、監査意見書で申し上げますならば、2ページ目についての記述でございますが、1,000円単位で申し上げますと、総額では歳入が160億5,535万7,000円、歳出では153億6,883万1,000円となりまして、歳入歳出差っ引き6億8,652万5,000円、歳入増というような全体の決算状況と相なっております。

一般会計はじめ、各会計ごとの決算状況につきましては、ただいま町長からご報告があったとおりの内容でございます。細部につきましては、皆様方のお手元に配付をさせていただきました決算審査意見書、こちらのほうもご覧をいただきたいと存じますが、地方自治法の規定により、町長から審査に付されました令和3年度一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算書に表示された係数につきましては適正であり、何ら誤りがないものと判断したところでございます。

次に、これら一連の決算審査の中で、今後特にご留意をいただきたい個別事項について何点か申し述べさせていただきます。

まず、歳入関係についてでございますが、町の自主財源の根幹でありますところの町税でございます。町税は、本年度においても全体徴収率が95.70%、国民健康保険税の全体徴収率が88.94%と、いずれも過去最高を更新をして決算をされており、担当部署の努力を高く評価をさせていただきますとともに、引き続き自主財源の増収確保と収入未済額の解消に向けて、なお一層の努力を望むものでございます。

一方の歳出関係でございますが、本年度は全体的に不用額が増加をしているものの、ずさんな予算管理とか支払事務事例は確認されませず、予算執行事務は全体としてはおおむね良好であったものと判断するところでございます。今後とも、行政全体として適切な予算管理と適正な執行の指導を徹底をいただきたい。

次に、令和3年度決算全体といたしまして申し上げますが、年度当初から全般にわたります。新型コロナウイルス感染拡大の影響を全面的に受け、未曾有の行財政運営を余儀なくされながらも、国や道と連携しながらさまざまな対応策を実施される一方で、年度当初に計画をいたしました各種事務事業、こちらのほうも確実に執行し、相応の行政成果を達成されるとともに、相応の実質収支と各基金残高をしっかりと確保したことに対しまして、その行財政運営を評価をさせていただきますとともに、今後におきましても健全財政を堅持しながら、これら基金等の積極的な活用やふるさと納税寄附金ある

いは過疎対策債の特別分などの税外有効財源を活用することなどによって、実効性のある多様な施策を展開をし、町民の皆様がその恩恵を広く享受をし、町民生活における行政に対する満足度がさらに一層高められますようご期待を申し上げまして、一般会計及び特別会計の決算意見報告とさせていただきます。

続きまして、令和3年度厚岸町水道事業会計及び病院事業会計について申し上げます。

はじめに、水道事業会計から申し上げますが、3条予算の収益的収入及び支出であります。消費税抜きで、収入では2億6,534万4,375円、支出では2億7,016万6,851円となりまして、単年度収支差っ引き482万2,476円の赤字決算と相なりました。

次に、4条予算の資本的収入及び支出、こちらは税込みということですが、収入の6,322万7,245円に対し、支出では2億1,672万8,534円となりまして、差っ引き1億5,350万1,289円の不足額につきましては、当年度分の損益勘定留保資金と当年度分の消費税及び地方消費税の資本的収支調整額並びに減債積立金と建設改良積立金、これらをもって補填処理をしております。

続きまして、病院事業会計について申し上げます。

3条予算の収益的収入及び支出でございます。消費税抜きで、収入では12億8,487万9,162円に対しまして、支出では12億9,431万6,812円、単年度収支差っ引き943万7,650円、こちらの会計も赤字決算と相なっております。

次に、4条予算の資本的収入及び支出、税込みでございますが、収入の1億8,929万6,568円に対し、支出も同額につき、収支差っ引きゼロということになってございます。

以上、令和3年度の水道事業会計及び病院事業会計の決算につきまして、その概要を申し述べさせていただきましたが、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、町長より審査に付されました令和3年度厚岸町水道事業会計決算並びに病院事業会計決算に係る諸書類は、いずれも関係法令に準拠して作成をされており、また表示された係数についても適正であり、何ら誤りのないものと認められたところでございます。

なお、水道事業と病院事業の両会計にとりましての本年度は、やはり前年度に引き続き年度全般にわたっての新型コロナウイルス感染拡大の影響を全面的に受けまして、未曾有に非常に厳しい環境条件の中での事業経営を余儀なくされざるを得ず、かくなる決算結果に至ったところでございますが、その主なポイントのみ、簡単に報告をさせていただきます。

まず、水道会計にありましては、業務用の収益が水道料金を一部免除をいたしました前年度と比較をして、本年度は免除なしということでございましたので、数値上は増えた形となっておりますが、実質的には町の主要産業活動、とりわけ水産業の漁獲生産動向の不振を反映いたしまして、大幅に落ち込み、全体的収益を圧縮することとなりました。また、家事用収益にあっては、前年度は外出自粛の巣籠もり需要などがあつたものの、本年度は解除されてふるいませず、結果として500万円弱ほどの赤字決算を余儀なくされたものでございます。

また、病院事業会計にありましては、本年度も年度全般にわたって新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けながらも、入院・外来共に前年度を上回る患者数となったこと

によりまして、入院収益は好転いたしましたものの、外来収益は診療単価減少にて収益が伸びず、一方、経費面においてコロナ対策関連の医師・看護師等の医療従事者の確保に伴う人件費増をはじめとしたもろもろの医業費用の増加によりまして、前年度に引き続き950万円ほどの赤字決算となったところでございます。

いずれの事業会計も厚岸町全体の人口減少の着実な進行によって、今後収益面での大幅な好転は見込めず、経費面で諸費用が増え、公営企業としての独立採算性の維持が大いに危ぶまれる中にありまして、次年度以降もコロナ状況あるいは人口動向、産業動向などなどの経営環境条件を踏まえながら、水道会計にあっては家事用及び業務用の給水収益の推移、病院事業会計にあっては当病院の患者数及び医業収益の推移、これらをそれぞれ当分の間、監査委員としてもしっかりと注視していく必要があるものと斯様に考えているところでございます。

以上をもちまして、公営企業会計決算審査に係る口頭監査報告とさせていただきます。

- 議長（堀議員） 本9件の審査方法について、お諮りいたします。

本9件の審査については、議長及び議会選出監査委員を除く11人の委員をもって構成する令和3年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中に審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本9件の審査については、議長及び議会選出監査委員を除く11人の委員をもって構成する令和3年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中に審査することに決定いたしました。

令和3年度各会計決算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時35分再開

- 議長（堀議員） 本会議を再開します。

日程第7、報告第10号 令和3年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました、報告第10号 令和3年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告について、その内容をご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和3年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率について、別紙、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

議案書11ページをお開き願います。

令和3年度厚岸町一般会計等における(1)健全化判断比率につきましては、①実質赤字比率、黒字でありますので、比率なしであります。

②連結実質赤字比率、同じく黒字でありますので、比率なしであります。

③実質公債費比率、11.5%。

④将来負担比率、81.9%であります。

当町に適用される早期健全化基準は、右欄のとおりであり、いずれもその基準を下回っております。

次に、令和3年度厚岸町公営企業会計における(2)資金不足比率であります。

いずれの会計も資金不足はございませんので、比率なしであります。

厚岸町に適用される経営健全化基準は、右欄のとおりであり、いずれもその基準を下回っております。

各比率の内容につきまして、お手元に配付しております報告第10号説明資料により、ご説明させていただきます。説明資料の1ページをご覧ください。

はじめに、実質赤字比率であります。

この比率は、一般会計の実質赤字額について、標準財政規模に対する割合で示す比率であります。

表の上段右側、太枠で囲っているところですが、比率は、マイナス(▲)10.68%。この表記につきましては、実質収支が黒字のため、マイナス(▲)で表記され、公表する場合は、黒字でありますので、「比率なし」となります。

次に、連結実質赤字比率であります。

一般会計と公営企業会計以外の特別会計の実質赤字額と、地方公営企業法が適用されない公営企業会計である特別会計の実質赤字額と、地方公営企業法が適用される公営企業会計の資金不足・剰余額の合計額を標準財政規模に対する割合で示す比率であります。

表の右下、下段のとおり、マイナス(▲)14.95%。

この表記につきましても、収支が赤字ではなく、黒字のときは、マイナス(▲)で表記され、公表する場合は、黒字でありますので、「比率なし」となります。

表の下に前年度の比率を表記しておりますので、ご参照願います。

2ページをご覧ください。

実質公債費比率であります。

この比率は、その年度の歳出の中で、借金の返済に充てた額が、どの程度であったのかを見る指標であります。

一般会計の公債費と債務負担行為支払額、特別会計と公営企業会計の公債費のうち一般会計負担額などを標準財政規模に対する割合で示す比率で、過去3か年の平均値で表記いたします。

資料には各項目ごとの金額を記載し、右、下段に計算式を記載しております。

表の右、中央に記載のとおり、本年度の比率は11.5%で、前年度との比較では0.4ポイントの減少であります。

3ページをご覧ください。

将来負担比率であります。

この比率は、一般会計が将来にわたって負担しなければならない実質的な負債額を標準財政規模に対する割合で示すものであります。

資料には各項目ごとの金額を記載し、下段に計算式を記載しております。

表の右、下段に記載のとおり、本年度の比率は81.9%で、前年度との比較では2.3ポイントの増加であります。

4ページをお開きください。

資金不足比率であります。

この比率は、公営企業会計ごとの資金不足額について、それぞれの事業規模に対する割合で示す比率であります。

この比率対象となる会計につきましては、記載のとおり、4会計となっております。

水道事業会計、マイナス（▲）71.0%。

このマイナス表記は、資金不足額はなく、資金剰余額、黒字の割合であります。

次に、病院事業会計は、ゼロ%、資金不足額はありません。

次に、簡易水道事業及び下水道事業特別会計であります。収支ゼロのため、比率はゼロ%であります。

四つの会計とも、資金不足額がないことから、公表する場合は、比率なしとなります。

以上をもちまして、報告第10号の内容説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（堀議員） ここで、監査委員に対し、審査結果の意見を求めます。
代表監査委員。

- 代表監査委員（黒田代表監査委員） ただいま議題となりました、報告第10号令和3年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告につきまして、厚岸町財政経営健全化審査の概要を申し述べさせていただきます。

審査した結果につきましては、皆様方のお手元に配付をさせていただきました別紙監査意見書のとおりでございますが、一般会計における健全化判断比率として示されました実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、これら全4項目とも、早期健全化基準以下ということに相なっておりまして、また、水道、病院の2事業会計並びに簡易水道、下水道の2特別会計におけます資金不足比率につきましても、基準内にあつて何ら問題なく、数値上はいずれも健全な範囲内の財政運営が維持されていると言えるものでございます。

よって、当年度の厚岸町におきまして、財政健全化法第3条第1項の規定に基づき、町長から審査に付されました健全化比率等の算定と、その算定の基礎を記載した書類はいずれも適正であり、誤りがないものと認められましたことを申し上げまして、監査報

告とさせていただきます。

- 議長（堀議員） これより質疑を行います。

3番、室崎議員。

- 室崎議員 今回気が付いてなのですが、この議案は今回上程されております決算の数字に基づいて厚岸町の財政が健全であるということを指標で表すものであるということ、そうなりますと、その基礎となる決算について、まだ議会側としてはそれがはい結構でございますということは言えていない段階で、それを基礎にしたこのような評価について結構であるかどうかということと言わなければならないというのは大変つらいものがありますけれども、停止条件付きということでご勘弁いただきたい。

これでお聞きすることは、厚岸町の今回の上程の表を見ますと、実質公債比率と将来負担比率については数字が出ておりますので、この2点についてお聞きいたします。

まず、実質公債比率ですが、健全化法では25%以内に収めろということになっていますが、それは全く問題はないかと思いますが、いわば実質公債比率というのはいろいろ資料もいただいて、それなりに付け焼き刃の勉強をしてみますと、要するに一般会計が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率であると、簡単に言ってしまうと。間違っていたら訂正してください。もっと私みたいなものが分かりやすいようなたとえで言うと、将来負担額というのはタンクの水で、今年度支払うという償還額というのが蛇口の水量だと。蛇口の水量が大きければ今回の一般会計に重くのしかかってくると。そういうことですよ。それが11.5%であると。こういうことで理解させてもらいました。

それで、全道平均でいうと、この町村はどのくらいなのか。それから、25%の中にあればということは何ら問題はないと今、監査委員の意見書も、監査委員もおっしゃっているのだが、25%になったりそれを超えたりしたらとんでもない話であって、例えば、厚岸町はこの11.5%当たりキープしていくというのは大いに結構なのですが、町としてはどのくらいに抑えておけばいいと。町の持っている許容範囲ですね。それをお示しいただきたい。

それから、将来のことを考えますと、厚岸町ではいろいろな主要施設の老朽化が相当に危惧される時代に入ってきていると思います。そうしますと、建て替えるとか修繕するとかいう大きな事業がこの後入ってくるのではないかと思うのです。また、今回もマスコミで大きく報道されましたけれども、東北地域で見られたような大災害がこの町を襲うのではないかという予想も、嫌な話なのですから出ておりますね。そうしますと、住民の命の安全を確保するための施設というものも、やはりこれ、金がかかるからできないなんて言われてられない状況があると思うのです。そういうような、ちょっと嫌な話ばかりして申し訳ないのですが、そういうようなものを考えると、実質公債比率の将来推計というのは大ざっぱでもやはり出していなければならぬし、既に出しているのではないかと、そのように思われますので、その点についてもご説明をいただきたい。これが実質公債比率についてお聞きしたいところです。

それから、将来負担比率ですが、これも私のような者が分かるようにかみ砕くと、一

一般会計が背負っている借金が、一般会計の標準的な年間収入、これ、平均で出すのではないかと思うのです、の何年分に当たるのかというのをパーセンテージで出しているのではないかと。100%とすると1年分ということになるのかなと思うのですが。もし違っていたら訂正してください。厚岸町は現在81.9%だから、1年分にちょっと欠けるくらい、俗に言う借金を背負っていると、こういうことだと思う。これも全道平均でいうと何%くらいなのか。また、管内、各市町村、大体似たか寄ったかの数字を出しているのかなという気もするのだけれども、何か町によってはすごく小さいところがあるようですけれども、それも分かったら教えてください。これも、この81.9%という数字なのですが、厚岸町としてはこの当りに抑えておけばいいと、この当たりなら安心であると、町独自の指標を持っているものと思われまます。これをお示しいただきたい。健全化法の350%になんかなったら大変なことですから。

それから、今決算資料によってご説明いただいたのですが、なかなかその中身がよく分からないのです。といて、これ一つ一つ全部説明いただいていたら、とてもではないが時間も足りなくて、これは今後私のほうで勉強しなければならないことだとしみじみ思いました。それで、一つだけお聞きしたいのは、ぱっと目についたのですが、充当可能財源等という、3ページにあります、そこに充当可能基金という書き方をしているのです。基金というのは全部充当可能かなと思っていたら、よく見たら充当可能基金という書き方で、そうすると充当不可能なものもあるということになると思うので、基金というのは特定目的基金、財政調整基金、減債基金、以外の基金とあるようですが、そういう中で分かれるのか、それとも何か別の基準で分かれるのか。いずれにしても、あえて充当可能と名乗ったということは、充当できるもの、できないものがあると思うので、一例としてそういうことについては説明をいただきたい。

以上、1回目の質問とさせていただきます。3回ですもんね。

●議長（堀議員） はい。

総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

まず、実質公債比率でございます。議員おっしゃるとおり、この実質公債比率であります、その年度の一般会計が負担しなければならない、これは特別会計も給与会計も含めてであります、その割合をこの3か年で平均で出しているものでございます。

そういった中で、まず全道平均ということでございます。これはまだ令和3年度はこれからでありますので、昨年令和2年度でお伝えさせていただければと思います。全道平均でいきますと、7.0%でございます。

それと町の数値、今回のこの11.5%、厚岸町は健全化の法律でいきますと25%というのが基準だということで、厚岸町のそれでいきますと、どこまでラインが示せるのかというところでございます。私たちもこの数字につきましては、やはりどの数字が適正か、どこまで借金ができるかというのは私たちも数値は出してはおります。ただ、どうしてもこの分母で除外する部分、この標準財政規模、これは普通交付税の額またはそれぞれの交付金が入っておりますので、これは年度によって差が出てきます。ただ、そ

れを言っていたら、どこまで借金ができるかという部分がございまして、私たちもある一定の数字をちょっと示しておりますが、やはりこの11.5%、町に置き換えますと大体18%に、20%になると、正直言います、借金は返せられなくても、やはり年度に値する公債費、償還が、やはりその年度の財政に値する批准が強くなると。そういった中では義務的経費でありますので、借金は返さなければなりません。そういった中では、20という数字は出してありますけれども、それでしたら全然無意味なあれでありますので、私どもといたしましては、やはりこの標準財政規模の増減がある、これも想定しながらであります、少しちょっと大ざっぱになるのですが、15から18、これが私たちが今考えている数字の持っているところまでの範囲ではないかと思っております。

それと、先ほどの老朽化した建物でございまして、町といたしましても、様々な事業を進めてきておりまして、将来負担比率、実質公債比率、今回下がっておりますけれども、特に将来負担比率は上がっております。これは防災対策または保育所だとか大型の事業を進めてきた結果でもあると思っております。そういった中では、今のご質問者言われるように老朽化している建物、特に今、大災害が発生するという想定のもと、やはり町民の命を安全ということで考えます。そういった中では、今町でも進めている、これから建設しようとしている生活改善センターまたは老朽化している特別養護老人ホーム、これは相当な金額を要すると思っております。そういった中では、これらの建物は、借金ができないから建てないのか、そういうことにはなりません。そういった中では、少しでも一つでも有利な財源、これは担当課と連携しながら今進めている最中ですが、少しでもそういった交付金ないし補助金、これを活用して、どうしても厚岸町の今の財政状況からいきますと起債を頼らざるを得ません。そういう大きな事業を起こすということは、ただ、その起債を少しでも減らす。ここに実質公債比率でいきます年度の借金を少しでも減らすと考えますと、やはり財源、これを活用しながら、少しでもこの借金を減らしていければということで思っているところでございまして。

それと、将来負担比率でございまして。こちらの将来負担比率であります、これは将来的に一般会計が全部の会計、これは一部事務組合もちろん含んでおりますけれども、その負担を厚岸町が何%これを負わなければならないということを標準財政規模で比率で出している比率でございまして。それで、まず全道平均でございまして。全道平均でいきますと、38.3%。これはすみません、令和2年度の数値でございまして。それと、管内でございまして、管内はそれぞれの町村は比率はございましてけれども、管内の中に二つの町村、これが将来負担比率が発生していないというのが二つございまして。すみません、それぞれの町村の比率は言わなくてもよろしいですか。2町村が将来負担比率がないというところでございまして。

それと、先ほどもう一つありました充当可能財源、この中の充当基金でございまして。こちらの基金でございまして、この基金の充当、これは総務省のこの健全化のルールでございまして、地方自治法の第241条、この基金の部分をこれに計上するというところでございまして。厚岸町といたしましては、決算書にも明記されておりますが、備考資金組合、これは厚岸町もやはり基金と同様な財産ということで決算書にも明記させていただいておりますが、これは総務省のルールでは、この地方自治法の241条の基金ということになりますので、この備考資金につきましては、この比率から除外しているという

ところでございます。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 241条ですね、分かりました。

それで、お聞きしていきますが、まず実質公債比率に関してなのですけども、将来のことを考えると、いろいろとこれから難題が目の前に来ているであろうというお話が今ありましたが、厚岸町は町によっていろいろな言い方があるようですけども、いわゆる財政計画というのかな、例えば向こう5年間の、そういうようなものは立てているのですか。これ、間違ってもらっては困るのですよ。非常に数字の悪いところは、国のほうが立てなさいと言うらしいのですけれども、そんな意味で言っているわけではないですからね。そうではなくて、ちゃんとしっかりして将来も明るいうちに、今そういういろいろな難題が目の前に来そうだなという段階で、既にそういう計画を立てていっているのではないかと思うので、その当たりの説明をしていただきたい。それが1点です。

それから、15%から18%に抑えるというお話、よく分かりました。かつて、実質が付かない公債比率というような言い方でやっていましたよね。結局、夕張のあの破綻のときに、そういう別の部屋に入れてあるものを見せないでできたから、これではだめだというので、全部のドアを開けて、全部の部屋から持っておいでということになったわけですよ。実質公債比率となったのだと。その分、計算が非常に難しくなったなという気はするのですが。前のときには、ごく単純でしたので、大体15%になると黄色信号が付くと。だから、その手前、13%くらいに抑えるのだということは、私議会で何回も当時の財政担当者から説明を受けた記憶があります。今、それが実質公債比率ということで、ちょっと意味が変わってきたので、大体15から18に抑えるのだという話なのです。それはそれでいいと思います。

何が言いたいかと言いますと、将来負担比率も同じなのですけども、数字が小さいと、帳面面だけを見ると非常に健全だなと思うのです。特に将来負担比率なんかになりますと、基金なんかをものすごくたくさん持っていれば、それだけでもって分子がマイナスになってしまいますから。だからゼロでということになるのだと思うのですが、それが理想的な財政運営なのかというのはまた別の話だと思うのです。そのお金があるのだったら、こういう行政サービスしたらいいのではないですかという町だってあるかもしれません。今、管内のゼロがそうだなんて言ってないですよ。だから、いわば、この将来負担比率にしても実質公債比率にしても、許される範囲内ぎりぎりの数値までは起債をしたり、いろいろなことをしたりして、十分な行政サービスをしていくかどうかにかかっている。要は、最終的には、その町が行政サービスがきちんと行われているかどうかの評価にかかる、そのための数値であると私は理解しておりますので、なお一層の努力をお願いしたいということです。

それで、今、担当者のほうから何かちょっと言いづらかったようなので、私から言うなら問題ないでしょう。将来負担比率、浜中町は84.2%ですね。厚岸町79.6%、弟子屈町75.7%、釧路市70.5%、釧路町46.4%、標茶町27.7%、鶴居と白糠はゼロと、これ発

表されています。ネット上に出ていますから。総務省の発表だと思うのですが、健全化判断比率の状況という一覧表が出ております。それで今見たのです。

それで、ちょっとお聞きしたいのは、基金というところなのですが、241条は備考資金という項目はありません。それはそのとおりだと思います。なぜなら、国のほうが想定していないからです。今、この備考資金という制度は、北海道と九州のどこか何県だったかな、2箇所しかないと聞いております。これは早く言うと、自治体が行っている無尽ですよ。みんなでもってお金出し合って、積み立てておいて、何か大変なことがあったときにその会員の一人がそこから借りると、利息たしか付けていたと思うけれども、お返しすると、これやっているわけです。昔、この町でもよくお年寄りがやりました。幾らかずつ出しておいて、その中から旅行する人はそこからお金借りて行くと。そしてまたそこに返すと。それと同じようなことをやっているわけです。無尽って言いますよね。

それは全国でも非常にめずらしい例でして、法律はそこまでは、知らなかったと言ったほうがいいのか、予想してないから書いていないことだけのことです。そうすると、基金並びに基金的なものというものが入ってしかるべきではないかと思うのです。これは、返済が可能な積立金だと解釈するのが本来の法の趣旨に従った解釈であろうと、そのように考えます。単に文言がないからということで、そういうことができるのか。また、備考資金というものの議論は今あえてしませんけれども、こういうようなものが基金の中に入ってしかるべきではないかと、ここで言う基金。特定目的基金、財政調整基金、減債基金というのは、確かに基金の3種類ですが、実はそれ以外にいろいろな町で土地開発基金だとか、介護保険の中に積立金として基金をつくっているとか、いわゆるそれ以外の基金というのが結構あります。そういうものが241条の1項に書いてないからといって全部、この返済可能な計算式の中に入れてないと、数字はどんどん上がりますよね。これはやはりおかしいと私は思うのです。

それで、大ざっぱでいいですから、今、厚岸町でこの備考資金を基金と考えて、この数式の中に入れたときに、数字はどのくらい下がるのか。概数でいいから示してください。

●議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

1点目の財政計画というところでございます。以前は国の交付税、こちらが大幅に減額になったということで、財政運営基本方針というものを平成14年からつくらせていただいて、3次までつくっておりました。

そういった中では、そこから町といたしましても国のほうの財政状況ということで、それぞれまた交付税と厚岸町も盛り返してきたという部分でございます。そういった中では、現在計画というのは、正直言ったらつくってはおりません。ただ、私たち内部では公表はしておりませんが、計画をつくって、先ほどの示したような、要は実質公債比率の数値というのを出しているというところが今の現状でございます。

ただ、議員も先ほどおっしゃるとおり、これから大きな建物、これをやっていく上で

は、やはり計画がなければ、行き当たりばったりでは借金がどこまでできる、またはその事業が執行できるのかどうか、そういった心配もやはりあります。そういった中では、私たちもそれに耐えられるような計画を、今申し訳ございませんが作成中、考え中、内部でちょっと調整中ということでございますので、ご理解いただければと思います。

それと備考資金でございます。これは241条は、これは大変申し訳ございませんが、この健全化判断比率、これは総務省のまとめでいきますと、241条の部分の基金だけを、これはルールとして今総務省でやっております。そういった中では一般会計の基金、この中にはもちろん介護保険、国保も入っておりますが、それぞれ総務省のほうにも決算統計、私たち年間の出しておりますが、それと突合しているというような形で、これはルールに基づいた表記をさせていただいているというところでございます。

それと、備考資金を入れた場合の数値でございます。これは今回の、今お配りしております資料、これの将来負担比率のところの場所でございますが、充当可能基金、この今数字が19億5,000万円入っておりますが、これに超過納付を、これを足しますと、この数字が30億7,222万3,000円、将来負担比率は57.4%というような数字になるというところでございます。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 3回しかないから、こんなぼっちな話、いろいろ数字上げて言っても時間がなくて、突っ込んだ話できないので、それは勘弁してくださいね。

それで、実質公債比率に関して分かりました。それで、まず、と言っても私たちここにいる議員の任期もあと半年しかないものですから、来期にわたっての話になるので、その点はお許しいただきたいのですが、やはり財政計画、大ざっぱでもいいから方向を示していただきたいなと思うのです。それで、これがかちつとしたものでなくてもいいと思うのです。こういう形でもし起債を起こして、それが全部入ったら、とてもではないがこのくらい払わなければならないということになると思うのです。そのときにこういう手がうまくいけばこの程度で済めるだろうとか、1案、2案、3案というのは当然考えてらっしゃると思うのです。そういうものを含めて、今検討中のこういうことをこうやって将来に向けて考えていくのだという方向性みたいなもの、財政の、それをやはりどこかの時期で議員にも示していただいて、いわばお互い知恵を出し合って、これからの大変な時代が来そうだなという気はするのです。特に災害を考えると。だから、それをどう乗り越えていくかということのお互い知恵を出し合う、いわば何か決まったものをどうのこうのと審査するのではなく、その前の段階の、やはり協議、相談という場もほしいなと思うので、それをお考えいただきたい。これが一つ。

それから、備考資金に関しては、ルールなのだからということで、今、それ以上深入りはしません。ただ、これをもし入れたとすると、10億円ちょっとの金ですね、それがこの将来負担額の分子のほうに入るということになるのと五十何%まで下がるよというのであれば、それはルール上の計算式のほかに参考資料として付けていただくことは今後検討いただきたい、そういうことです。

まだまだ、いろいろお聞きしたいことはあるけれども3回しかないので、この程度に

とどめますが、よろしくお願ひしたい。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私から答弁をいたしますが、元々今、議会に報告いたしております地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいての報告であります。この法律ができましたのは平成19年なのです。なぜできたかということをお思い出しただきたいと思ひますが、実は夕張市の倒産という問題があったわけであります。二度とそういうことを起こしてはならない、地方自治体は倒産しないという、誰が見ても考え方であったわけでありますが、実際そういう自体が起きたわけであります。そのためにこの法律ができて、やはり健全化を目指して地方自治体はそれぞれの行政を推進すべきであるということで、この法律が成立をしたわけであります。

そういうことを踏まえますと、やはり、いろいろな今、議論を聞いておひまして、やはり我々厚岸町といたしましても、健全財政を維持しながら、町民の幸せと、そしてまた産業の振興等含めた立派な町づくりをしていかなければならないという考えに立っております。

それと、財政計画です。私が町長になりましたのは、今から20年前です。そこで第3次までは指示をしまして、財政計画、厚岸独自の健全計画をつくったわけでありますが、しかし実際実施に当たりまして、また見通しを踏まえた計画に当たりまして、どうも国との関係が崩れでしまうというような結果があったわけでごひまして、そういうことで計画はいいのだけれども、実際にそれでは実行するに当たってそういう乖離があると。もう少し様子を見ようということで、3次で終了をいたしたところであります。それで今日を迎えているわけでありますが、今日、今ご指摘がありましたとおひ厚岸独自の財政健全計画つくったらどうだという再度の、私からすると再度のお話があったわけでありますが、このことについてはまた担当課とよく検討してみたいと思ひます。

それと備考資金の関係なのですが、今、九州にもあったわけでありますが、今北海道独自の備考資金制度になったわけでありますが、これは総務省が認めているわけでごひまして、それに基づいて北海道町村会含めたそれぞれの市長会もそうでありますが、含めた全道の自治体の備考資金ということになっておるわけでもござひます。

その備考資金の積み立てなのですが、我々も中身を精査いたしましたところ、農業地帯が大幅に大きいです。そういう点を考えると、ある程度制約すべきではないかと、積み立てを、いうことになりまして、たしか私の記憶では30億円以上は積み立てができないということになっているのではなからうかと思ひのですが、そういう事例があったわけでありますので、管内にもそれ以上の備考資金に対して積み立てをしているところもあったようであります。それがマスコミ等の報道によって是正をしたという点もあるわけでありますが、この点についてはプライマリーバランスの件について、以前、室崎議員からご質問ござひました。そういう点で考えますと、これをやはり参考にしながら、これからの財政計画等も考えていかなければならないと思ひておひますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

●議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） ご質問者からありました次年度以降の将来負担比率、備考資金を含めたということで、こちらのほう、次年度以降でございますが、参考資料として添付させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（堀議員） 他に質疑ございますか。
5番、南谷議員。

●南谷議員 まず、健全化判断比率のうち、①の実質赤字比率、これは対前年比1.71ポイントの改善、それから②の連結実質赤字比率が0.52ポイント、対前年比改善しております。さらには実質公債比率、これも0.4%対前年比、それぞれ三つは対前年比改善をしておるわけでございます。この三つのいずれも令和2年対比で改善している、令和2年度との、僕もむしろ反対になるのかなという判断していたのですが、結果がこういうことになっているので、この要因についてお尋ねをさせていただきます。

●議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

今、質問者言われる、まず実質赤字比率、連結実質赤字比率でございます。この要因でございますが、これは令和2年度との確かに比較いたしますと、数字のほうは上昇しているというところでございます。これはあくまでも決算に基づく数字だということで、それぞれの年度の財政需要、これに伴って歳入、歳出、これの結果でございますが、一番やはり大きな要因といたしましては、やはり標準財政規模、これが中でも普通交付税がやはり一番伸びた原因がこの数字の結果となっているところでございます。

それと実質公債比率でございます。こちらのほうも0.4%減少でございますが、これにつきましても、やはり大きな要因でいきますと、普通交付税、それとこの中にあります臨時財政対策債、また交付税にあります公債費の償還、これの交付税のバックが上昇しているということで、これが数値の改善につながっているというところでございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 積極的に事業展開しているけれども、交付税の絡み、それから有利な起債を借りて交付税バックがあったと、結果としてこういう数字に至ったということで理解をしました。

それで、3番、室崎議員も非常に提言をされておったのですけれども、私も将来負担比率でございます。令和2年度79.6から、今年度は81.9、2.3ポイント増加してしまっております。令和元年度が71.8ポイント、令和2年度が79.6、そして令和3年が81.9、

この3か年、だんだんと厳しい数字に入って、令和に入ってから増加の一途をたどっております。先ほども全道平均、令和2年ベースで38.3ということで話をされておりましたのですけれども、この全道平均の数字から比較しても、非常に今の厚岸町の数字というものは乖離しています。全道平均と比べても。私なりに、先ほども随分議論がありました。私は若狭町政になってから、有利な起債なり、企業債を活用して、大規模な事業をそれぞれ前倒しして、将来のために統合するなど、いろいろ推進してきており、積極的に事業を進めてきた結果がここに来て将来負担比率が多くなってきている。ですけれども、将来のことを考えると有利な起債のあるうちにこれを進めなければ将来もっとひどい目に遭う、その辺については町長の積極姿勢については、私は評価をするものでありますけれども、先ほども3番、室崎議員からの議論もありました。私も先ほども申しましたが、将来負担比率が全道平均とも乖離している、このことについては町長自ら答弁されました。3次まで止まっているのだと。これまでの間は、この数字は全て改善してきてましたよ。ここ令和に入って、非常に厳しい数字になってきた。この要因としては、先ほども申しました、今でなければできない事業を進めてきている、先に取り組んでいるから負担が増えてきた、それもやむを得ないだろうと、このように評価はしているのですけれども、やはり私も3番、室崎議員と同様に将来に向けて、やはり健全化の財政の健全化の指標というものは全くつくらなくていいということにはならないと思うのです。確定的なものでなくても。やはり、ある程度の、厚岸町は厚岸町独自で、国や道の政策にいろいろ変わります。ですけれども、厚岸町としてこの人口減少の中でどういふ数字が適切なのかというものをやはり財政当局としては目標をつかんでいかなければならないのではないのかと斯様に思いますが、この辺について所見を伺います。

●議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

先ほど、3番議員とも議論になったところでございますが、5番議員もおっしゃっておりでございます。そういった中では、厚岸町のこれからやらなければならない事業、やはり今までももちろん町民要望に応える、町民の財産、安心して暮らせる町づくりということで、いろいろな事業を展開してきた結果がここにあります。ただ、これからもやはりやらなければならない事業、先ほど3番議員も説明いたしました生活改善センターまた特別養護老人ホーム、ただそれ以外にも防災対策、いろいろな教育、福祉、いろいろ様々あります。これはもちろんハードだけではなくてソフト面もやはりやっていかなければ、事業を展開していかなければならないというところでございます。そういった中では、厚岸町としてのこれからのことを考えた場合の数値目標ないし計画、これは必要だと考えます。そういった中では前回の財政運営基本方針、こちらはどちらかという国の方の政策によって交付税が減額になってきました。そういった中では、その交付税があった10億円近くの交付税が削減されて、それを対応する計画と。要はいろいろな様々な、本当にこれらの町民の皆様にも協力をいただいて、いろいろな補助金だとかいろいろなものを削減したりとやってきたような結果が今、まさに今あるのではないかと感じております。そういった中では、そういうような削減計画ではなくて、これか

らのやはり町としてのいろいろな財政需要、やらなければならないために対応しえるような計画の策定が必要だと私たちも考えますので、先ほど町長の答弁からありましたけれども、町長とも内部で調整しながら、こういった計画がいいのか、研究、勉強させていただければと思いますので、ご理解いただければと思います。

●議長（堀議員） 他に質疑ございますか。

（なし）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

これをもって、報告済みといたします。

●議長（堀議員） 日程第8、報告第11号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました、報告第11号 専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書12ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症の長期化により影響を受けている子育て世帯に対し支援するため緊急に措置を要する経費の予算が必要であり、緊急執行を要した令和4年度厚岸町一般会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

13ページをご覧ください。

総総専第5号。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年7月12日付けであります。

令和4年度厚岸町一般会計補正予算（2回目）。

令和4年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億8,523万2,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

14ページから15ページまで、「第1表 歳入歳出予算補正」であります。

歳入歳出ともに、1款1項にわたってそれぞれ1,100万円の増額補正であります。

事項別により、ご説明いたします。

18ページをお開き願います。

歳入であります。

17款道支出金、2項道補助金、2目民生費道補助金、1,100万円の増。子育て世帯への臨時特別支援に要する費用に対しての道補助金の、失礼いたしました、申し訳ございません。

17款道支出金、2項道補助金、2目民生費道補助金、110万円の増。子育て世帯への臨時特別支援に要する費用に対しての道補助金の新規計上であります。

充当事業の内容につきましては、歳出予算の北海道子育て世帯臨時特別給付金給付において説明いたします。

以上で、歳入の説明を終わります。

9ページをお開き願います。

歳出であります。

3款民生費、2項児童福祉費、6目諸費。北海道子育て世帯臨時特別給付金給付110万円、新規計上。

北海道が事業主体となり、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、特に低所得者の子育て世帯の負担軽減を図るための給付金の新規計上であります。

その内容は、低所得者世帯のひとり親世帯等に対し、支給見込みとなる児童110人に対し、一人当たり1万円の生活支援給付金を給付するものであります。

以上で、報告第11号 専決処分事項の報告についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

5番、南谷議員。

●南谷議員 まず、本会議なのだから、きちんと答弁するときに訂正をしてください。ずっと言ってきたわけだから、文言できちんと、本会議なのだから、さっきの部分はということでよろしく願います。

その上で質問をさせていただきます。

6月の補正で、国の政策に基づいて5万円を支給すると。さらに北海道は1万円を上乗せするので、今回合わせて支出するということで計上、専決処分です。そのことについては非常に私も評価をいたします。ただ、人数一人当たり1万円なのですけれども、110人という人数を伺いました。国のときも110人でした。これ、子育て世帯ですから、子ども、おぎゃって生まれた子どもから支給するということで110人という数字を算出されているのでしょうか。3月まで、いっぱいまでということなのでしょうか。もう既にお金払われているのですけれども、支給された後の生まれた子どものお子さんはどうなるのでしょうか。

●議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 済みません。先に訂正させていただきたいと思います。

先ほど私のほうからの提案説明の中で、まず、前段の第1条第1項歳入歳出予算の中、こちらの歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,100万円ということで説明したところでございますが、110万円で訂正させていただきたいと思います。

それと、もう一つが、14ページから15ページまで、「第1表 歳入歳出予算補正」であります。歳入歳出ともに1款1項にわたってそれぞれ、こちらのほうも1,100万円と説明させていただきましたが、110万円でございますので、大変申し訳ございませんでした。よろしくお願いたします。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、6月の定例会におきまして、国の対象となる一人当たり5万円、それを議決いただきました。その後、北海道にもおきまして、国と同じ対象者に対しまして、一人当たり、北海道が補助、1万円を財源として補助するということになりましたので、7月12日に議員協議会で説明させていただいた上で専決処分をさせていただいたという経過でございます。

今回、専決処分させていただいたのは北海道から支給される一人当たり1万円の分の、それに見込みが110人でございますので、110万円の計上と、専決処分とさせていただいたところでございます。

ルールでございますけれども、まず、令和4年3月31日時点で基準として児童手当の対象となる児童、その、かつ今年度の住民税が非課税である世帯が対象となります。なおかつ新しく生まれたお子さんにつきましては、その非課税の世帯のうち、来年2月に生まれた子どもさんにつきましても対象とする制度となっております。

あと、ちなみに専決処分させていただいて、直ちに事務処理を準備をいたしまして、国の一人当たり5万円のと合わせて、合計6万円を、まず7月29日、それと8月31日に、まずは合計68人支出させていただいたところでございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 確認するのですけれども、それ以降に生まれた人は全然対象にならないのですか。支給後の人というか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

支給後の方でありましても、また来年2月までに生まれましたら対象とはなります。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 私が考えるには、2月いっぱい生まれた人、3月1日に生まれたお子さんは、国も道も面倒みないのですよね。同じ条件の中で。国のルールだから仕方がないよと。この辺については、せっかくお子さんが生まれるのに、1か月分、町として何とかならないのかなと、そういう思いでいるのですが、その辺については検討されましたか。いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

検討させていただきましたが、全国全道でのルールという基準でございますので、その辺につきましても、そのとおりにさせていただいておりますので、ご理解願いたいと存じます。

●議長（堀議員） 他に質疑ございますか。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

これをもって、報告済みといたします。

●議長（堀議員） 日程第9、議案第55号 令和4年度厚岸町一般会計補正予算、議案第56号 令和4年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第57号 令和4年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第58号 令和4年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算、議案第59号 令和4年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第60号 令和4年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第61号 令和4年度厚岸町水道事業会計補正予算、議案第78号 令和4年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算、以上8件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました、議案第55号 令和4年度厚岸町一般会計補正予算（3回目）から議案第60号 令和4年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算及び議案第78号 令和4年度厚岸町介護老人保健施設事業特別補正予算（1回目）について、お配りしております提案理由説明書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） 続きまして、議案第61号 令和4年度厚岸町水道事業会計補正予算（1回目）の内容について、お配りしている提案説明書のとおりでございますので、

で、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（堀議員） 本8件の審査方法についてお諮りいたします。

本8件の審査については、議長を除く12人の委員をもって構成する令和4年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本8件の審査については、議長を除く12人の委員をもって構成する令和4年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決しました。

令和4年度各会計補正予算審査特別委員会を開催するため、本会議を休憩いたします。なお、引き続き、昼食のため休憩といたしますので、再開を午後1時といたします。

午前11時45分休憩

午後1時00分再開

- 議長（堀議員） 本会議を再開します。

日程第10、これより一般質問を行います。

質問は、通告順により行います。

なお、厚岸町議会会議規則第61条第5項の規定により、一般質問の時間は答弁を含め60分以内です。5分前にはベルを鳴らし合図をいたします。

はじめに、11番、中川議員の一般質問を行います。

11番、中川議員。

- 中川議員 私は、第3回定例会に当たりまして、通告しておりました1点についてご質問をさせていただきます。

町道等の交通安全対策についてであります。

（1）として、若竹町港9の通りから漁港道路に出ようとする際、若竹漁港の中央分離帯が樹木や津波スクリーン等によって対向車が見えづらく、事故の恐れがあります。カーブミラーの設置などの安全対策を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

（2）として、卸売市場が厚岸漁港の第2埠頭に移設されたことにより、若竹港10の通りの交通量が以前と比較して増加した。この通りは途中がクランク状態になっており、桜通りからの円滑な通行の妨げになっております。浮田川護岸を改良し、直線道路として整備できないかであります。

以上で終わります。よろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 11番、中川議員のご質問にお答えいたします。

町道等の交通安全対策についてのうち、（１）の「若竹町港9の通りから漁港道路に出る際、中央分離帯の樹木や津波スクリーン等によって対向車が見えづらく事故の恐れがある。カーブミラーの設置など安全対策を行うべきでは」についてであります。道路などに設置されているミラーは、見通しの悪い交差点やカーブを通行する際に、他の車両や歩行者の確認を補助し交通の安全を確保しようとするもので、原則、道路管理者が設置することになっております。

今回、ご質問のあった現場を確認したところ、ミラーが設置されることによって、さらなる安全確保が図られると考えますので、速やかに道路管理者である北海道に要望してまいりたいと考えております。

次に、（２）の「若竹町港10の通りは、途中でクランク状となっており、桜通りからの円滑な通行の妨げになっている。浮田川護岸を改良し、直線道路として整備できないか」についてであります。桜通りから卸売市場へ向かうには、松葉町横3の通りから、若竹町通りを横断し、若竹町港10の通りを通行するケースが多いと考えられます。

ご質問にあるとおり、松葉町横3の通りから若竹町港10の通りを通行する際は、8メートルほどのクランク状となっておりますが、交通安全上の道路線形としては、問題がないものと認識しております。

また、浮田川の整備は湖南地区の雨水幹線として、北海道から認可を受け、厚岸町公共下水道事業計画に基づき整備されております。

直線道路として整備を行うには、現在の開渠排水構造から埋設排水構造とするため、北海道との計画変更協議や工事による厚岸湾への影響、多額の事業費など多くの問題があることから、厚岸町全体のインフラ整備の課題の一つとして、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（堀議員） 11番、中川議員。

●中川議員 今、町長からご答弁をいただきました。この（１）の若竹9の通りから漁港通りに出る際に、危険なことであるので、カーブミラーを付けていただきたいという要望の質問でございましたが、今、町長が答弁いただきましたように、道路管理者に申請しなければならない、そしてまた、私が要望するように、町も認めていただきましたので、ぜひ北海道のほうに力強く頑張ってください、事故が起きないように一つお願いしたいなと思います。

これ、ちょっと私、一つの質問ですので、ちょっと時間が1時間ありますけれども、ちょっとこの内容について、理事者の皆さん、町長もお分かりだと思っておりますけれども、あそこ、昭和54年に埋立が始まりました。その際に中央分離帯をつくりまして、私

もまだちょっと議員ではなかったのですけれども、中央分離帯、何かちょっと寂しいなと、それで木か何かを植えたいということで期成会をつくって、そして各会社から当時の金で1本1万円分を寄附していただいて、我々も寄附したりして木を植えたのです。だけれども、中央分離帯ですので、車の見通しが悪くなるから、あまり育ちの遅い木を選びましょうねと言いながら、当時の林務署と相談してもらってやったのですけれども、何せ先頭のあれが悪かったのか、どんどんその木が生長していくのです。それで、本当に見づらくて、水産課あるいは建設課の職員の皆さんに刈り取って小さくしてもらったりして、随分時間やら何やらかかったのですけれども。そして、しまいにはこれ抜いちゃおうかという話だったのですけれども、期成会をつくって皆さんから寄附をいただいて植えたものだから、もったいないなという話が出ました、そして、今にもつながっているのですけれども、これまた、今もまたどんだん生きていますので太くなって、大きくなっていきます。そこへ第1埠頭の先端に静穏度といって港、どこから風が吹いても船をそこにつないでおけるような方法を国でつくっていただきました。そして、その際に、我々漁民やら組合員の皆さんを集めまして、開発から一つ皆さんに協力していただきたくと、時期は、工事にはこのくらいの期間がかかりますのでと言って、説明会をやっていただいて、その際に開発のほうから、何と言いましたか、津波スクリーンを付けてあげますと。そこで開発から言っていたのですけれども、そこでちょっといろいろ議論がありまして、木でさえ通行に妨げになるので、また津波スクリーンを付けてもらったらまた見づらくなるのではないかという議論のありまして、ですけれども、私の声が小さいものですから、皆さんに聞こえたかどうかなのですけれども、開発でこっちから要望もしないものを付けてくれるというのだから、今後のあれもあるので、付けてもらいましょうよと言って、付けてもらった。これがまた、今となつては、私が質問したように、これまた今の状態ですと漁港道路を走る車が、小型化になりました、軽トラックだとか軽乗用だとか、それから港地区の通りから漁港通りに出るとすると、本当にひやひやしたり、今から15年、20年くらい前の話なのですけれども、ご婦人が交通事故を起こしまして、えらい目に遭ったことがありますから。亡くなりはずしませんでしたけれども、すごい車も大破しまして、すごい目にあつたのですけれども、それから皆さんが注意はしてそこを横断、横断というか通り過ぎるのですけれども、ぜひ北海道に伝えていただいて、ぜひカーブミラーを付けていただくように、切にお願いしたいなと思います。

それから、この(2)の浮田川の護岸の件なのですけれども、これもまた話すると長くなるのですけれども、町長もご案内のとおり、ずっと桜通りから、我々小学校、中学校通うときに川の縁を歩いて登校しました、下校しました。それが村上町政、菅原町政、ずっと川を道路にさせていただきました。そして、浮田川のところも、我々、護岸と言うのですか、川のコンクリの部分ですね。建設で聞いたら護岸と言うのだそうですけれども、護岸がお辞儀をしまして、今にでもいかれそうで。そして、当時、議会に建設屋さんがいまして、どうしたらいいでしょうと相談したら、H鋼を途中に3本くらい入れて、お辞儀をしないようにして通り過ごしてきたのですけれども。今からも忘れませんが、菅原さんの後に澤田町政が誕生しました。それから、今度私が一番先にこれを次、今の道路にしてほしいとということで要望しまして、町長の力もいただきまして、

させていただきました、道路にさせていただきました。

ところが、本当は今私が要望するまでの上を道路にすればよかったですけれども、当時、海とつながっているものですから、昆布やら海藻か何かがしけで川に入ってくるだろうと。それには掃除をしたり何だりするのには、ここ、上を道路にしないで、こういうふうにしましょうよということで話して、今の状態を完成したわけなのですが、今、私反省しながら考えると、あの当時、もう少し先までやっていただければこんなことなかったのになと、随分私も反省しているのです。

今、これちょっと話が変わりますけれども、今、ミール工場が今2件ありましたけれども、空家対策で町やら道やら、国のおかげで、今2件目の工事も今、もう終わる予定ですけれども、あそこを今組合もいろいろ、冷蔵庫だとか、いろいろ計画しているわけですが、そうすると道路も頻繁に交通量がまたさらに広がるのではないかな、そう思いまして、しかもクランク状態になっておりますので、それをまっすぐ、横道路までやっていただいたらな。今、これ町長の答弁書を見ますと、ああ、そうかなと思うのですけれども、これも何とか、せっかくあそこに町長の、組合長の言葉を借りますと、若狭町長の発案であそこに市場を持ってきたそうですけれども、我々役員としても、日本一の市場ではないかと思って誇っているのですけれども、その市場を利用する、床潭だ、末広だ、奔渡だ、皆さん、あれ通るわけですよ。そうすると、あそこを、恐らくいくらかは金がかかるでしょう、建設課長とも話はしていますけれども、そんな安い価格ではできないと思いますけれども、もし頑張ってください、これは私の虫のいい話ですけれども、3年計画当たりに入れていただいたら最高ではないかと思うのですけれども、その辺もう一度答弁いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。

私のほうからは、（1）カーブミラーの要望ということでお答えいたします。

カーブミラーの設置ということで、ここの土地につきましては、国の土地でありまして、農林水産省の名義になっております。ですが、漁港道路ということでありまして、道路管理は北海道となっております。ですので、町民課と水産農政課と連携して、速やかに北海道のほうに要望してまいりたいと思っておりますのでございます。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） 私のほうからは浮田川の関係、ご答弁させていただきますけれども、今、ご質問者おっしゃったように、過去の経緯がいろいろありまして、現在の形になっているということでもありますけれども、問題のクランク状の横を流れる浮田川なのですけれども、これを道路の形状にするとすると、ボックスカルバートという排水構造にしなければなりません。そうなりますと、工事費については具体的には算出しておりませんが、過去の実績の価格からいきますと、大体1メートル当たり500万円くらいかかると想定しています。500万円以上かかると想定しています。この北側延長

は85メートルございまして、それを全て事業化するとすると、ざっと4億円を超えてしまうといったような試算があります。そのほかに調査費であるとか実施設計費であるとかといった部分で、町長のご答弁にもありましたが多額の事業費がかかってしまうといったところが課題の一つであるということになります。その上で、事業化するに当たっては、当然財源の確保がやはりなければ事業化というのはなかなか難しいといった中では、現在、道路が並行して走っているというところで、現状道路があるにも関わらず隣にまた道路をつくるということ自体が、国なりの事業の採択要件に果たして合致するかどうかといったところもちょっと課題の一つかなとは考えております。ですから、ちょっと長い目で、ちょっといろいろ、並行して走っている道路が今後老朽化して使えなくなるとか、災害等により何か通行ができなくなったりとかといった場合については、新たな道路として整備はしやすくなるのかなとは考えますけれども、現状においてはなかなか事業化するにはちょっとなかなか簡単にはいかないかなと考えてございます。

●議長（堀議員） 11番、中川議員。

●中川議員 今、建設課長から（2）の関係、浮田川の護岸の関係の答弁いただいたのですが、私、先ほど申し上げたように澤田町政誕生と同時に浮田川を道路にしてもらったのです。今でも私、記憶にありますけれども、当時7,000万円くらいだったと思うのです。金子さん、金子さんって古いですがけれども、分かりますか、金子さんと今のところまで、たしか7,000万円弱だったと、金価値が違いますから、そんなこと言っても話にならないかもしれないのですけれども、7,000万円弱で終わったと思うのです。だから、もうちょっと海側に、さっき課長言われたように85メートルくらい、あそこの空いているところがあると言うのですけれども、あれまでやってもらえればそんなに1億円なんて当時はかからなかったと思うのです。だから、今、私、それを、さっきも言いましたけれども反省しているところなのです。そうかい、そうかいと言って、川の中、掃除するのに昆布やら何やら入ってきて、流れてきて、波と一緒に来て、あれ、詰まったら困るもので、上からの水が海に流れないので困るからと言われて、ああ、そうだねと言って、あそこで終わったのが、今、私、反省して、あそこまでやってもらえれば、その代わり7,000万円が1億円近くなったかもしれないけれども、今4億円と聞いてびっくりして、時代も30年くらいたつのでしょうから、貨幣価値は違うでしょうけれども、今、びっくりしているところなのですよね。

そして、また、その横にクラック状態のところは今走っている道路がありますから、国もその道路があるのに、またそんな4億円もかけてどうのこうのと言って、あれもあると思いますけれども、私がこの世にいなくなっても、ああ、やっぱりあの中川が言うようにあそこ道路にしておけばよかったなどならないようにやってもらえれば、先ほど言った市場のあれがなかなか生きていくのだと思うのですよね。だから市場ばかりではないのです。この港9の通りに通じるのが、私の干場の向かえに組合の昆布倉庫あります。理事者の皆さん、分かると思うのですけれども。これに通じますので、皆さんがあそこを通るのです。その市場ばかりではなくて、第2埠頭に建てた市場ばかりではなくて、昆布倉庫にもどんどん、床潭だ、末広だ、奔渡の奥、7丁目、8丁目の一方も車で

昆布持ってくるのに全部通るのです。だから、結構な交通量なのですよね。ぜひともやってほしいのですけれども、今、先ほども議論に出ていましたように、町の予算もいろいろとありますから、1箇所にも4億円もあれだと思えますけれども、私はもしあれだったらやってほしいな。課長が言われるようにあれだと思いつつも、よく難しい工事を中川生きているときにやったと言われるようなあれをしてほしいなと思っているのですけれども、4億円も計算してかかるのなら85メートルの間を、私もだんだん発言も弱くなってきましたけれども、声が小さくなってきましたけれども、もしどこかの頭の隅に入れてもらって、3年がだめなら5年計画くらいにでもと思っているのですけれども、それも無理でしょうか。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えいたします。

まず、過去の経緯、ちょっと私もそこまで、ご質問者おっしゃる、ご説明していただいた内容まではちょっと承知していませんでしたけれども、今回質問に出ている浮田川横の若竹町横10の通り、これ実は昭和57年に既にもう道路として認定されておりまして、若竹町横3の通り、要は……。

（発言する者あり）

●建設課長（渡部課長） 57年の3月に町道認定されている道路なのです。その手前の松葉町横3の通り、要はボックスカルバート入れた工事の町道ですけれども、こちらについては平成4年から5年にかけて工事を行って、平成7年に町道認定されているといったような経過があります。その際に、要は先ほど私も言ったように、元々町道があるところを護岸整備して道路にするということは、当時、当然議論にはなったのではないのだろうかと思えます。その結果、今こういう状態として残っているのかなという、あくまでもちょっと僕の想定範囲なのですからけれども、そんな気はして聞いておりました。その上で、先ほど来から事業費のお話出てますが、ここに4億円、5億円といった事業費をかけるとなりますと、町内にはさらに優先度の高い道路整備ですとか橋梁の補修ですとか、そういったインフラ整備はまだ数多く抱えております。そういった中では優先順位を、やはり当然決めながら、我々も事業化させていただいておりますので、まずはそういった部分を優先的に整備をさせていただくということで、今回のご質問にある件については、いつをめぐるといことはちょっとこの場では申し上げられませんが、頭の隅には入れておきたいなと考えてございます。

●議長（堀議員） 11番、中川議員。

●中川議員 これで最後にしますけれども、今、（2）の浮田川の護岸の道路というのは予算も85メートルしかないところに4億円の予算をかける、ここにかけるのであればこの町道の直さなければならぬところも数々あると。頭の隅には入れてくれるけれど

も、なかなかあれだな、私も議員の立場で財政の関係で議論する中に私もこうやって置かせてもらっていますので、それをどうのこうのと言うのは、これは当然だな、そうだなと思いますけれども、それはそれであれです。でも、この（１）のカーブミラーについては、町長も答弁いただいた、それから町民課長も答弁いただいて、水産農政課長も一緒にこれからカーブミラーについて北海道のほうに頑張ってもらえるということですので、このカーブミラーを付けてもらうのを強くお願いして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。よろしくお願いします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

二つの課題につきまして、今それぞれの担当課長からそれぞれ答弁があったわけでございます。１点目の課題については納得いただいたということであろうと思いますが、速やかに設置できるように、さらに努力をしてまいりたいと斯様に思います。浮田川につきましては、行政課題の一つとして慎重に検討してまいりたい、そのように考えますので、ご理解いただきたいと存じます。

●議長（堀議員） 以上で、中川議員の一般質問を終わります。

次に、５番、南谷議員の一般質問を行います。

５番、南谷議員。

●南谷議員 通告してあります４項目について一般質問いたします。

はじめに、生活改善センターの改築についてです。当初予算に基本設計で１,４３０万円計上の建替構想であります。

避難ビル機能を備えたものとなっておりますが、どのような構想の建物で、建設予算は幾らかかり、建設のスケジュールはどのようになるのかお尋ねいたします。

また、建設に当たり、町民、地域住民の声をどのように反映させるのかお尋ねいたします。

さらには、避難タワー、大研修室、小会議室、自治会が活用の和室等はどうになりますか。

私は隣接の商工会の事務所も大分古くなってきており、併設が望ましいと考えますがいかがでしょうか。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について質問いたします。

今日、コロナウイルス感染症はＢＡ．５が主流になり、第７波対策が必要な状況にあります。本町の感染実態とワクチン接種状況について説明をしてください。

また、今後の対応でワクチン接種はどのようにされるのかお尋ねいたします。

心和園におけるクラスター発生について、多くの町民が憂慮しておりました。クラスターの実態について説明をしてください。

心和園の今後の対策で、施設設置者として厚岸町ができることについてお尋ねいたします。

3点目でございます。ドッグランの設置についてです。

最近、町内でドッグラン設置要望の声が高まっており、ドッグランが必要と考えます。平成15年第1回定例会において、白浜団地公園にドッグラン設置について一般質問がありました。その折り、町長は検討すると答弁されていますが、その後どのようなになっているのかお尋ねいたします。

4項目目、防災無線について質問いたします。

未広地区で防災無線がときどき途切れ、放送内容が理解できないことがあります。これまで改修工事をされていますが、改善されていません。早期に対処すべきと考えます。所見を伺いまして、第1回目の質問といたします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 5番、南谷議員のご質問にお答えいたします。

1点目の生活改善センターの改築についてのうち、アの「建物の構想、予算、建設スケジュールは」についてであります。生活改善センターの改築につきましては、4月28日に基本設計を発注し、改築する施設の検討を進めているところであります。

基本的には、既存の生活改善センターの機能を持ち、想定される津波避難対象者300人程度が屋内に避難できる一定の高さを確保した2階建ての施設とする構想であります。

施設整備に係る予算については、実施設計、建築工事、外構工事を含め、現在、構造や平面計画などを検討中であり、現時点では未定ですが、新年度予算の編成時期までには概算事業費を算出する予定であります。

建設スケジュールについては、本年度の基本設計を踏まえ、令和5年度に実施設計、令和6年度に建設工事に着手し、令和7年度中の完成を目指しているところであります。

次に、イの「町民、地域住民の声をどのように反映させますか」についてであります。施設整備にあたっては、地域に親しまれるコミュニティ活動の拠点として、また、津波緊急避難場所の機能を有する施設として整備することを考えておりますので、既に生活改善センターを利用されている団体の一部や地域の自治会から意見の聞き取りを始めておりますが、今後、さらに団体や地元自治会からの意見を取り入れながら、施設の在り方について検討をしてまいります。

次に、ウの「避難タワー、大研修室等はどうになるか」についてであります。津波避難ビルの機能としては、現在の生活改善センター周辺の津波避難場所の設置基準となる高さが、約8メートルであることから、余裕高2メートルを加え、避難階の床の高さを約10メートルとし、避難階へ上がるための階段とスロープの設置のほか、非常用発電機や備蓄庫の整備について、現在、検討を進めております。

また、大研修室等については、現在、生活改善センターの主要機能を確保することで検討していますが、先ほど説明したとおり、現在利用されている団体や地元自治会の意見を取り入れながら、その内容について検討してまいります。

次に、エの「商工会事務所の併設が望ましいと考えるが」についてであります。本

年4月1日に、厚岸町商工会から新しい施設内への事務所の設置について、強い要望を受けたところであり、施設建設に併せ、諸条件等を整理し、前向きに検討していきたいと考えております。

続いて、2点目の新型コロナウイルス感染症対策についてのうち、(1)の「感染実態とワクチン接種状況」についてであります。今年1月1日から9月3日までの当町の感染者数は492人で、7月中旬から感染者数が急増し、現在は減少傾向となっております。

ワクチン接種状況については、現在、9月末を期限として1回目から4回目の接種を集団及び個別接種で実施しており、8月末現在の接種率は、1回目及び2回目接種が約90%、3回目接種が約78%、4回目接種が約41%、また5歳から11歳までの小児の1回目及び2回目の接種は約42%となっており、いずれも国及び北海道の接種率を上回る状況となります。

次に、(2)の「今後のワクチン接種」についてであります。現在、9月末を期限としているワクチン接種の実施期間が、令和5年3月末まで延長される見込みとなったことから、接種期間延長に向けての体制整備を行っているところであります。

また、オミクロン株対応ワクチンの接種については、10月半ば以降の開始を目途に、前回接種から間隔は現在未定であるものの、2回目接種を完了した12歳以上全員を対象として準備を進めるよう国から指示があったところです。

なお、4回目接種の対象者で未接種の方を対象に使用するワクチンをオミクロン株対応ワクチンに切り替えた上で、9月半ば以降に接種を前倒しすることも可能となりましたが、ワクチンの配送時期が不確定な上、使用するワクチンの変更について、既に予約済の方から事前に同意を得ることが困難なため、まずは10月初旬から教員や保育士などの社会機能維持者に、新しいワクチンの接種を開始し、その後、対象者全員へ拡大していきたいと考えております。

5歳から11歳までの小児に対する3回目接種については、2回目接種から5か月以上経過した者を対象として接種開始するよう国から指示があったところで、現在、早期の接種開始に向けて医療機関等との調整を行っております。

また、6か月から4歳までの乳幼児への接種について、複数回の接種を行うことを前提にした準備を進めるよう、国から指示があったところであります。

今後は、対象者や使用するワクチンが、さらに複雑化すること、季節性インフルエンザ予防接種と接種時期が重なることから、安全かつ円滑な接種ができるよう、情報収集と体制整備を進めてまいります。

次に、(3)の「心和園におけるクラスターの実態」についてであります。7月10日から12日にかけて職員、入居者併せて10名の感染者が発生し、北海道による感染者集団いわゆるクラスターの発表となりました。

心和園では、多床室の東側の一部を第1フロアとして、これ以外の多床室とショートステイ部分を第2フロアとして、ユニット部分を第3フロアとして、三つのエリアに分け、全入居者の安全はもとより、感染者が発生していないフロアへの感染拡大を防ぐ対策に全力で取り組んできましたが、感染者は、その翌日以降も増え続け、第1フロアでの感染者は発生しなかったものの、入居者の感染者では、最初に感染者が発生した第2

フロアが29名、ユニットフロアが7名で計36名、関係するフロアでの職員の感染が17名、合計で53名の感染が確認されました。

施設管理面での対策としては、事務職員、看護師、介護員の出入口をフロアごとに分けるとともに、食事は使い捨て容器を用いた弁当形式とし、衛生管理のため厨房の職員の玄関から車で搬出し、それぞれフロアの出入口からの搬入としておりました。

また、クラスターとなった翌日の7月13日には、釧路保健所が現地に入り、心和園職員等と打ち合わせを行い、以降、毎日、釧路保健所と心和園において綿密な確認をし、感染対策に必要な情報を町と共有の上、その対策に当たってきました。

心和園では、入退所の一時中止のほか、入居者の人命を最優先とし、町立病院と連携して入居者と職員の健康観察を強化し、有症状者の早期発見と速やかな対応を取ることで重症化予防と感染拡大の防止に努めてまいりました。

感染者の状況については、感染者のうち2名の方が入院となったものの無事退院され、他の感染者については、いずれも軽症であったところであります。

最終的には、北海道釧路総合振興局からの連絡において、入居者の感染者が発生した最終日が7月25日であり、以降10日間の療養期間、その後の7日間の経過観察期間を経て、この間に感染者が発生しなかったことから、8月12日午前0時をもってクラスター解除となりました。

なお、心和園における新規の入所については、クラスター解除後に改めて施設全体の消毒を行い、8月15日から再開しております。

また、感染拡大による心和園に従事する職員の不足を調整するため、併設の在宅老人デイサービスセンターの土曜日の受入れを7月23日以降休止しておりましたが、8月13日から再開しております。

次に、(4)の「心和園の今後の対策で厚岸町ができること」についてであります。施設本体につきましては、昨年度、備品の整備のほか、エリアを仕切るための引き戸の設置、仕切りがなかった各多床室の全室の入口にも引き戸を設置したほか、換気の際の網戸を補修し、感染防止対策に努めてきました。

釧路保健所からは、おおむね1時間に1回の換気をはじめとした、従来からの感染防止対策を継続するよう指導がありましたので、これを遵守していくことと、心和園に従事する職員の意見を聞きながら、必要な対策について実施してまいりたいと考えております。

続いて、3点目の「ドッグランの設置について」であります。平成15年第1回定例会において、白浜団地公園へのドッグラン設置の一般質問があり、新たなフェンスの設置に係る財源やふん尿、水飲み施設、他の利用者とのすみ分けやトラブルなどについて、議論がなされ検討することとしておりました。

白浜団地公園は、都市計画法に基づく開発行為による街区公園として設置した公園で、主に街区内に居住する住民利用のために設置した公園であることから、住民利用を優先し現状維持が望ましいと考え、白浜団地公園へのドッグランの設置は見送ってまいりました。

しかしながら、近年のペットブームの影響もあり、平成23年度に町民と味覚ターミナル利用者のために、小規模ではありますが、味覚ターミナル緑地帯を利用しドッグラン

を設置しております。

また、平成29年度には、施設を拡張し、現在、多くの町民や観光客の方々にご利用いただいておりますので、今後におきましても、こちらをご利用いただければと考えております。

続いて、4点目の末広地区の防災無線についてであります。現在、各戸に設置している防災行政無線の戸別受信機につきましては、町内各地区において事前に電波調査を行い、令和元年度に各戸の電波受信レベルに応じたアンテナ等と併せて整備しております。

末広地区においては、設置して以降、防災行政無線の入りが悪いとの申出が数件ありましたが、より感度の高いアンテナに交換することで改善してきたところであります。

しかしながら、最近、既に感度の高いアンテナを設置しているにも関わらず、放送が途切れるとの申し出が1件あったことから、周辺住宅の状況を確認するとともに、防災行政無線施設の施工業者に相談しながら、電波のとどきやすい高所へのアンテナ設置などの対応策を検討しているところであり、できるだけ早期に改善するよう対応してまいります。

以上でございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 生活改善センターの改築について再質問いたします。

改修施設は既存の機能を有し、津波避難対象者300人が屋内に避難できる2階の床が10メートルですか、それから階段とスロープを設置、そして令和7年度中の完成を目指すという理解をいたしました。建設場所なのですが、私は現在地付近と思いますが、どこなのでしょう。また、予算については現在未定というのですか、これから決まってくるのでしょうか。より有利な起債を利用するなど、財源の確保に、国、道のほうに陳情、要望をしっかりとさせていただきたいと思っております。

まずは、この2点についてお尋ねをさせていただきます。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。

まず、1点目、位置でございますが、今の生活改善センターの裏、旧真龍保育所跡地のところを現在予定をしております。

2点目の予算につきましては、国の防災安全交付金を活用して予算確保に努めて取り進めたいと思っております。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 現在は基本設計の段階ですので、今から町民や住民の声をしっかりと聞き取って、建設に反映をすべきと思っております。後で、いやいや、町民の皆さんから憂いのあるも

のでは決してそういうことがあってはならないと思います。また、日頃はこの新しい建物は、地域の住民や厚岸町の町民が非常に使いやすい、普段から使えるような施設、集いやすい場所でなければ私はないと思います。いざというときに、いざ津波だというときは避難タワーとして活用できる。普段から町民の皆さんが行きやすい場所、使っているような場所、そうでなければせっかく建物をつくっても意味がないと思うのです。日頃、厚岸町の地形から考えて、普段は町民にとって便利な施設である、けれども、いざというときにはしっかりとした避難タワーにもなる、そここのところをしっかりと踏まえて、建物にしていきたいと思います。

また、商工会の事務所の併設でございます。商工会も先ほども申しましたが古くなって維持管理も順々おぼつかなくなる時代に入ると思います。そういう意味では、むしろ新しい建物の維持管理を含めて、商工会の事務所と併設するなど、商工会の新しい事務所とこの建物が合致するような改築というのが望ましいのかなと私は考えますが、この辺の考え方について、改めて伺います。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。

まず、日頃と言いますか、地域住民の意見を取り入れて進めてほしいということでございますが、現在も日常的に利用されている団体、それから自治会のほうからも意見を取っている状況でございます。それで現在も検討を進めておりますが、まだ具体的な構想、部屋のつくりとかというのがまだ確定はしておりませんので、そういった大まかな部分が決まってきましたら、地元自治会のほうに説明をして、意見を取っていきたいなと思っているところでございます。

施設整備にあたっては、日常的に地域の住民、町民の方が普段に利用できるということでございますが、ある意見から憩いの場、そういうスペースがほしいということもございまして、それらも検討をして建設を進めていきたいなと思っているところでございます。

それと商工会の件でございますが、先ほど町長の答弁でもございましたが、4月1日に商工会の方が見えられて、ぜひ新しい施設にということで伺っております。今の商工会の建物につきましては、もう築30数年が経過しており、それも踏まえまして、商工会のほうは新しい施設にということで受けているところでございますので、前向きに諸条件を整理して検討してまいりたいと思っているところでございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 コロナウイルス感染症対策について質問いたします。

本町のワクチン接種率です。ただいまの答弁で、1回目、2回目の接種率が90%、3回目が78%、4回目の接種率が41%と下がっております。4回目接種が下がった要因をどのように分析をされていますか。接種率向上に向けて、しっかり努めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

●議長（堀議員） ワクチン接種対策室長事務取扱副町長。

●副町長（石塚副町長） 4回目接種の41%と低い表示になっておりますが、4回目接種につきましては、対象者が60歳以上、それから基礎疾患のある方ということになっております。この基礎疾患のある方というのは、捉え方ですが、ご本人からの申し出によりまして数を押さえているところがございます。申し出された方については、ワクチンを受けたいという希望の方しか出てきていないものですから、正確な基礎疾患のある方の客体というのとはつかめない状態でございます。接種率については人口割という形になっているものですから、この41%と低い数字が出ておりますが、希望された方と60歳以上の場合ですと、約8割以上の方が接種を受けているという形になりますので、表示とは若干、1回目、2回目、それから3回目の表示とは対象者が異なりますので、どうしてもこういう形の41%となっているところがございます。

接種に関しては、今後も必要性をご理解いただきまして、接種の勧奨には、厚岸町としては努めていきたいと考えてございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 今後のワクチン接種でございます。ただいまの答弁で5回目接種はオミクロン株対応ワクチンとなります。対象者なのですけれども、12歳以上で2回目接種を完了した人を含めた全ての人ということなのですけれども、そうすると、普通は、通常であれば4回目まで受けた人が、60歳以上の方は通常だと思っております。このオミクロン株対応というものが5回目、5回目はいつ頃から、どのような形でなるのでしょうか。それと、12歳以上の方、5回目に向けては、実際に町民の多くの皆さんは、この後のワクチン接種、町内はどうなるのだろうということで非常に興味を持っておられると思うのです。特に4回まで受けた人を中心に、もう一度はっきり説明をしてください。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 5回目接種についてでございますが、現在、国から準備を進めなさいと指示が来ている部分については、ご質問者言われるとおり、12歳以上の全ての住民を対象にその準備を進めなさいということが市町村のほうにも流れてきております。実際の5回目の接種時期でございますが、町長の答弁にございましたが、10月中旬以降ということをご予定しておりますが、10月の初旬から、上旬から、これもワクチンの到着によって変動する可能性はございますが、10月上旬から社会的機能維持者ということで、教員ですとか、そういう部分から始めていきたいと考えてございます。その後、順次、対象になる方が明確になった時点でワクチンの接種を拡大していくという予定でございます。

時期については、来年の3月まで接種時期が延びております。これは1回目、2回目、要は初回接種を受けていない方は普通のワクチンをまず打ってからということにな

りますし、それ以外の方については、オミクロン株対応のワクチンを、1回目、2回目接種終わっている方については接種していくということになる予定でございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 社会的機能と言うのですか、従事者、一番気になったのが町職員なのです。非常に発生率、私は高いと思っていますのです。町民の発生率からすると、町民の皆さんにサービス提供する職員の皆さん、この辺はやはりその課によっては町民と接する課が多いと思います。そういう部分も含めて、配慮する必要があると思いますが、いかがですか。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） ご質問者おっしゃられるとおり、町職員については今まで最大で1日の感染者が14人ということがございました。ワクチン接種につきましては、町職員については、一般事務については優先的ということにはなってございませんが、キャンセル、ワクチン接種をやっていく中でキャンセル等、当然ございますので、そのキャンセルに合わせて極力早い時期に、特に窓口業務、町民課とか税務課とかございますが、そういう部分については順次キャンセルの状況を見ながら接種をさせていただいてきたところでございますので、今後についてもワクチンの無駄を省くためと、接種を早めに行うためにそういったことを考えていきたいと思っております。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 心和園におけるクラスターの実態についてでございます。まずもって、入所されておりますコロナウイルスに罹患された方々、そして心和園で働き、感染されました職員の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

クラスター発生の実態については、ただいまの答弁で理解をいたしました。心和園のクラスターが解除されたことは何よりであります。対応に追われました職員の皆様に、改めて敬意を表するものでございます。

心和園の今後の対応策でございますが、厚岸町ができることについてお尋ねをさせていただきます。二度とクラスターが発生しないよう努めなければなりません。厚岸町は施設の開設者であります。その責任は重いものがあります。情報の開示の問題があるのですけれども、心和園委託管理者と町の執行部との情報交換や対応について、先ほどの答弁でいろいろ聞いたのですけれども、もっと綿密に連携するべきだと私は考えますがいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

町長の答弁にもございましたけれども、町と指定管理者先であります社会福祉協議会、それぞれの役割、連携につきましては、必要性は十分に理解しております。今後も引き続き、議員おっしゃいますとおり、綿密に町と社会福祉協議会の連携について努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと存じます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 次にドッグランの設置についてでございます。今日までの経過については理解いたします。最近、コロナ禍の影響で家で犬と過ごす方が増えております。そういう中で、確かにコンキリエにドッグランはありますが、大型犬の施設としては手狭であります。ドッグランの設置については、財源や場所の選定課題はありますが、白浜団地公園を、あまり大きい声では言えないのですけれども、既に活用されている方々もおります。コンキリエでは手狭であります。大型犬が犬の社会性と言うのですか、犬同士が交流するとか、そういう時代になってきていると言うのです、犬飼っている人にとすると。そういう時代にあって、たしか議事録を読ませていただきました。当時の一般質問のときの。そうしましたら、課長のほうからは非常に厳しい答弁があったのですけれども、その中で町長は状況見て検討するという力強い答弁があったのです。その後、今日に至って、コンキリエに施設改修、私もこのコンキリエにドッグランを設置するときの予算計上のときは、しっかりしてつくってくださいと、エールを送ったと思います。町内に空き地はいっぱいあります。どこがどうのこうのということはありません。いつまでも放置をするのではなくて、やはり検討していくとか、そういうことでなければならないと思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） ドッグランということで、私のほうから答弁させていただきます。

ドッグランにつきまして、道東地域、十勝、根釧、オホーツクまで含めて、何カ所あるかということ調べさせていただきました。調べた結果、コンキリエを含めまして21か所設置されております。設置箇所は、その半分くらいが道の駅、コンキリエと同様道の駅やキャンプ場または高速道路のサービスエリアと施設利用者のためのドッグランの設置がほとんどでございました。ただ、このドッグラン、施設利用者だけではなく、町民の利用も可能というドッグランがほとんどでございます。今、議員おっしゃいました大型犬の部分のドッグランということであれば、当然、コンキリエについては手狭であるという意見もございます。ほとんど観光施設を含めた部分の整備ということでありまして、これらも参考に、現在、私も委員やっておりますが、観光人口計画というものを今策定中でございます。これらも含めまして、ドッグランを含めた整備につきまして、慎重に議論してまいりたいと考えているところでございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 全くそのとおりだと思うのです。今あるものは観光主体、道の駅とか、そういうところが多いのです。でも、今時代は変わって、犬だって1回行ったら覚えているから1週間に1回や2回行かないとストレスが溜まるのです。そういう時代に入ってしまったのです。ですから、私が言っているのは、旅から来た人も利用できる、逆に町民の皆さんが1週間に2回、3回と犬のためにそこに足を運ぶ時代になっています。その辺を念頭において、どんな施設でもいいですから、ある程度の囲い、大きい犬と小さい犬、町民の皆さんがそこに犬を飼うことでコミュニケーションが取れるような場をつくっていくべきだと考えますので、しっかりと検討していただきたいと思いますがいかがですか。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） ドッグランの整備につきましては、1回目の町長の答弁にもございました課題もかなりございます。例えば、糞とかの後始末とか、あと犬が人やほかの犬にかじったとか、いろいろ課題は多くございます。それらも含めて、慎重にやはり検討していかなければいけないと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 末広地区の防災無線でございます。これまでの改修で一番感度のよいアンテナに改修をされておりますが、現在でも春と夏というのですか、樹木が繁茂した時期は木が伸びるものですから、電波が遮断されております。防災の観点や昆布操業の出漁可否などにも十分防災無線は活用されております。1日も早く改善すべきと思えますがいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 末広地区の防災無線についてであります。議員おっしゃいますとおり、災害時、非常時の情報伝達手段として大変重要なものでありますので、この改善につきましては、今、高所への設置ですとか、そういった部分検討している最中でございます。土地の所有者の関係ですとか、そういったものもありますのが、できるだけ可能な限り、速やかに改善されるよう努めてまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 以上で、南谷議員の一般質問を終わります。

次に、6番、佐藤議員の一般質問を行います。

6番、佐藤議員。

●佐藤議員 本定例会に当たり、先にご通告の大きく3点についてご質問を申し上げます。

す。

最初に特別養護老人ホーム心和園の災害避難対策についてであります。

直近のハザードマップでの心和園の津波浸水予測では3メートルから5メートル未満の浸水地域となっております。残念ながら避難場所であり、避難する建物がございません。備蓄倉庫があるわけでありますが、その備蓄倉庫の中には三方幕のテントとランタンと暖房機だけであります。夜間や冬期間の避難を考えますと、健常者であっても夜間や冬期間での避難は困難であり、避難建物の設置が現実的対応として必要と思われませんが、どのようにお考えか、そのご認識をお伺い申し上げます。

次に、実際の避難についてお伺いいたします。日中の避難にあたって心和園、何名の職員で何名の入居者を非難させるのですか。また、夜間にあたっての避難は当直職員で、その避難は可能なのか、併せてお伺いを申し上げます。

それにつけても、災害時の避難については日頃の訓練が重要であります。しかし、心和園の入居者については高齢者であり、要支援から要介護まで多様であります。入居者以外の方と比べると避難にも相当時間を要することが容易に予想されます。心和園では災害時を想定した訓練はどのような内容で実施しておりますか。その際、全員が避難完了するまでどのくらいの時間を要しましたか。あるいは要するのをお伺いをいたします。

また、仮に避難場所が裏山では危険と判断され、太田らくとびあに避難を想定した場合、入居者、職員の輸送手段を含め、津波予想到達時間内に避難は可能なのか、その認識はいかがですか。お伺いをいたします。

また、心和園の現状の対策だけで万一災害が発生し、その犠牲者が出た場合、行政の不作为が問われませんかでしょうか。

以上、防災対策の質問であります。

次に、広報「あっけし」の配付についてであります。現在、自治会組織のある地区においては、自治会を通じ配付されていることと思っております。自治会解散地区や自治会未加入世帯への配付はどのようになっているのかお伺いします。

質問の最後になりますが、現在コロナ禍における町立病院患者に対する家族の面会についてであります。現在、コロナ感染症の拡大防止のため、入院患者に対する面会が制限されていると思っておりますが、入院患者の病状は様々で、例えば認知機能低下の心配がある患者家族の場合、短時間でも顔を見たい等の希望があると聞いております。現下の状況において、一定の制限は理解できますが、他方では基本的感染防止対策をした上で社会生活、経済活動を行っておりますので、一層の感染防止対策を徹底した上で、病状により短時間の面会を何らかの方法で行うことはできないのかお伺いをし、最初に質問いたします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 6番、佐藤議員のご質問にお答えいたします。

1点目の防災対策について、特養ホーム心和園の災害避難対策のうち、アの「心和園裏山の避難場所に簡易建物の設置が必要と考えるが」についてであります。心和園裏

山の避難場所につきましては、平成26年に夜間や冬期間などの避難に対応するため、15人ほどが入ることができるテント10張りと照明器具、暖房器具、灯油などを整備しており、災害時にはテントのほか、備蓄倉庫及び車両の中で避難することを想定しております。

簡易建物の設置につきましては、夜間や冬期間の避難に限らず、体力面で不安のある入居者等が雨・風などを避けるため、有効的な対策と認識しておりますが、裏山の避難場所については、テントの設営を基本とし、照明器具や暖房器具等を追加整備するほか、可能な範囲でプレハブなどの小規模で簡易な建物の整備についても、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、イの避難対策のうち、(ア)の「昼間の避難は、何人の職員で何人の入居者等を非難させるのか」についてであります。デイサービスの1日最大35名の利用者と施設入居者等88名の計123名を、介護員や事務員など約30名の職員で避難させることとしております。

次に、(イ)の「夜間の避難は、当直職員で対応が可能なのか」についてであります。入居者等が就寝されている時間帯となる午後9時から翌朝の6時30分までは、当直職員4名と警備員1名の合計5名でありますので、当直職員だけでは難しいことから、避難対応するに当たっては、他の職員は安全を確保の上、非常登庁することとしております。

次に、(ウ)の「災害時を想定した訓練は、定期的にどのような内容で実施しているか」についてであります。指定管理者である社会福祉協議会で、消防訓練を含む避難訓練を年2回計画し、年度内容を変えながら訓練を実施しております。

今年度は、日中帯の津波による避難を想定し、福祉車両5台を使用し、裏山の避難場所に入居者等を輸送する訓練のほか、マイクロバスと福祉車両の計2台を使用し、デイサービスの利用者を「太田らくとびあ」まで避難させる訓練を実施しております。

また、今年度実施した訓練のほか、過去の訓練においては、協力自治会にも参加していただき、避難訓練や夜間職員召集訓練などを実施しております。

次に、(エ)の「訓練で全員が避難完了するまで、どのくらいの時間を要したか、また要するのか」についてであります。今年度を実施した避難訓練において、利用者全員が裏山の避難場所に到達するまでに要した時間は、約30分でありました。

次に、(オ)の「太田らくとびあ」に避難を想定した場合、津波予想到達時間内に避難可能か」についてであります。基本的には、裏山の避難場所に避難することとしていますが、今年度を実施した訓練では、マイクロバスと福祉車両の計2台で「太田らくとびあ」に避難するまでに要した時間は、約12分でありましたので、津波が到達するまでが30分と想定した場合、一度の輸送となるため、利用者全員の避難は難しいものと考えます。

なお、実際の災害時には道路状況の混乱や災害による被害が予測されることから、さらに時間を要するものと想定しております。

次に、(カ)の「現状の対策だけで、万一災害が発生し犠牲者が出た場合、行政の不作為が問われないか」についてであります。津波の浸水区域にある高齢者施設において、災害発生時の避難行動は難しく、夜間や冬期間における避難は、さらに困難性が増

します。

当町では、災害対策にかかる備品の整備などを進めておりますが、抜本的な解決が難しい状況であります。

そのため、現在、検討を進めている施設の建て替えが完了するまでは、避難時に必要な備品等の整備に加え、実際の夜間や冬期間における訓練を重ね、迅速な避難行動ができるよう、指定管理者である社会福祉協議会と連携して入居者等の命を守るため、さらなる災害対策を実施してまいりたいと考えております。

続いて2点目の、広報あつけしの配布について、「自治会等で配布対象となっていない世帯に帯する配布はどのようになっているのか」についてであります。各世帯への広報あつけしの配布方法は、自治会への加入・未加入や、自治会の有無により分かれ、大きく分けて三つあります。

一つ目は、各自治会へ依頼し、それぞれの自治会内で各世帯へ配布する方法、二つ目は、自治会が解散した一部の地域で、地域の方々へ個別にお願いし、自治会が解散する前と同様の形で配布する方法で、三つ目は、ご質問にある自治会等で配布対象となっていない世帯への配布となりますが、申し出による郵送での配布のほか、役場庁舎や湖南地区出張所などの公共施設をはじめ、郵便局や金融機関、コンビニエンスストアなど、多くの人が利用する施設に配置して配布する方法で行っております。

なお、郵送配布については、令和4年9月現在で109件となっております。

続いて3点目の町立病院入院患者に対する家族の面会について、「感染防止を徹底した上で、短時間の面会を何らかの方法で実現することはできないか」についてであります。町立厚岸病院では、新型コロナウイルス感染症の院内感染防止対策のため、職員以外の方の病棟への立ち入りを禁止し、面会についても原則禁止としておりますが、病院からの連絡や入院患者、または家族からの要望を受けて面会を希望する場合は、主治医が入院患者の病状等を判断した上で、一部面会を許可しております。

面会をする場合については、発熱症状などが無いことを条件とし、少人数で短時間に制限するなど、他の入院患者との接触を極力避けるよう配慮し、個室等で実施しております。

また、入院患者への付き添いを希望する家族や遠方からの帰省等の際に面会を希望する場合は、医療機関等が発行する新型コロナウイルス感染症の陰性証明書を確認した上で、面会を許可しております。

面会については、病棟の利用状況により個室以外の入院患者の面会ができない場合がありますが、感染防止対策であることをご理解願います。

現在、新型コロナウイルス感染症「第7波」の中、新規感染者数は減少傾向にありますが、町内での感染者も複数確認されていることから、院内感染防止対策を徹底した上で、入院患者や家族へ寄り添えるよう、柔軟な対応をしてまいります。

なお、介護老人保健施設「ここみ」においては、病棟の入院患者と同様の対応をしているほか、IP告知端末を利用し、リモートによる面会を実施しております。

以上でございます。

●佐藤議員 ただいま町長からそれぞれ答弁をいただきました。

最初に謝らなければならないのですが、実は1番の防災の関係の質問で、質問の順番が前後してしまったところがありますので、ちょっと再質問のほう前後するかもしれませんが、それに合わせてお伺いしますので、一つお許しをいただきたいと思います。

避難対策のEからAまでの答弁を見て、あるいは聞いても、やはり養護老人ホームという特別な施設なわけですね。ですから、一般町民がいる健常者が多い一般の生活区域から限られた施設の中で生活をしていく、その中で避難をする、これは言葉で言うほど簡単なものではないと思うのです。私も立派な後期高齢者でありますので、600メートル避難できるかという、ちょっと自信はないわけでありませけれども。

そんな中で、実際には厳しいな、そういう認識の中で対策をやはりできることから進めていくというのが現実的ではないかと思うのです。それが一つと、避難訓練も十分かどうかは別にして、結局そこにいる入居者全部を訓練と言っても全員参加した訓練というのは恐らくできないと思うのです。ですから、一部とか、あるいは車2台とか、3台とかいって、そのかかった時間に台数を掛けたりすると。本当は一番いいのは、太田の活性化施設まで避難できれば、これ一番いいと思うのです。そうすると、限られた車両で避難をする、そうしたら車がもう1回、津波が来るであろう施設まで戻ってくる、また乗せていくということが、果たして可能だろうかということなのです。

それやこれや考えると、これはなかなか難しいことになるのではないかなと。しかし、そうはいっても実際にいつ来るか分からない災害でありますから、そうすればその対策をどうしていくのだということになるのだと思います。それで、一番最初に書いてしまったのですけれども、そうなると、今現状の対策の中では、今言われています心と園の裏山の避難場所、そこを何とか活用して、対策を打っていくのが、まず現実的な問題ではないのかなと思います。場所も限られていますから、あそこに全員が入る簡易建物を置くということも、果たして場所的に可能かどうかということも確かにあることはあるのです。あることはあるのですけれども、ただ、今現状が三方幕を張って、真冬の暖房器具を置いて、これ、夜中を過ごしていけるのかということになれば、これは今度低体温症で亡くなってしまうとか、そういう問題もありますから、これ一つ、その辺は考えていただいて、できることからまず進めていただきたいと思います。それには不可能な部分をいくらやってもこれはどうしようもないわけですから、現状の裏山の部分を整備していくということがこれは現実的な対応ではないかと思うのです。そういう認識でよろしいですか。

●議長（堀議員） 福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

一つ、特養に入所者につきましては、議員おっしゃるとおり、介護を要する方々がほとんどでございます。その避難の在り方につきましては、自分で歩くこともできない方が多々いらっしゃるの、職員の手を使っての避難ということで認識しております。そ

の上で避難訓練の在り方、今現状、車で人を動かすわけにはいきませんので、そういうベッドから出口まで運んだ想定、車に乗せた想定、車で実際に避難場所まで行く、それをこのたび6月の訓練では車5台を使って往復した訓練をしました。それに要した時間では、約30分ほどということではございます。しかしながら、本当に実際に人を乗せ訓練した場合どうなるのかということもございますので、それにつきましては、今後も、元気な方と申しますか、失礼でございますけれども、そういう方を実際に乗せたりして、車椅子で実際に避難したり、そういうような工夫を重ねて、津波が来る時間の中で収まるような訓練をまだまだ重ねていかなければならないということで、心和園の職員とも確認しておりますので、積み重ねていきたいと考えます。

らくとびあの避難でございますけれども、津波における町の指定避難場所ではございませんが、遠くで起きた津波で、日本まで津波が来るのが12時間後ですとか何時間後ですとかとした場合にはらくとびあのほうに避難を考えることも想定はしております。このたびの訓練では、町長の答弁でさせていただいたのですけれども、約12分で、議員もおっしゃるとおり、それが何回か往復しなければ全員の避難は無理かなというところではございますので、仮にらくとびあに避難をするとした場合は、そのような津波到達までの時間が十分にあるとしたときに考えていきたいと思えます。

それと、避難場所まで到達した後、その対策です。現状、議員おっしゃるとおり、通常の三方幕テント、それにストーブでございます。ある程度はストーブも灯油も備蓄しておりますので、ストーブを焚いた場合、約3日ほど燃料がもつという想定ではございますけれども、現実、冬の真っ直中と考えた場合については、テントの中ではちょっと現実的ではないかなと考えてはおりますが、その辺も踏まえて、まだまだ検討しなければならないと思えますし、危機対策とも連携しながら、何らかの、町長の答弁にございましたプレハブでどうなのかということも検討しなければならないのかなと考えております。

まだまだ私どもも訓練には実際に職員としても参加、見学させていただいておりますが、今後まだ秋また冬に訓練をしなければならないということで心和園の職員の方とも確認しておりますので、まだまだ訓練を重ねていきたいと考えております。

●議長（堀議員） 6番、佐藤議員。

●佐藤議員 大体認識は一緒だと思うのです。ただ、立場が違うから、いろいろご説明の言葉のあやが違うのですけれども。自治会の協力だとか、それから職員を緊急召集して訓練したとか言うのだけれども、これ、実際に27分後に津波が来る、津波避難指示が出た中で、協力なんかしてもらえませんよ。ただ、これ訓練だからできるのであって、これは実際には、その地区の自治会だったら同じやはり避難浸水区域にあるわけですから、それはできませんから、やはり現実を考えると、裏山の近場をきちんと整備をするということが一番予算的にも、それこそ被害が、100%ではないとは言えないかもしれませんが、やはり軽減する最善の方法ではないかと思うのです。今、課長も言ったとおり、答弁書にも書いてありますけれども、これは今日言って明日なんてできるものではないのですけれども、しかしいつ来るか分からないというのが災害ですから、先ほ

どの中川議員の話ではないけれども、5年後までにお願ひしますとかっていう、2年までにお願ひしますとかという話ではないのですけれども、やはり常々防災対策を見直していただいて、そしてどこが、先ほども言ったとおり、どこが優先順位としてあるのだということも含めて検討していただきたいと思います。

それと、社協、社協という言葉が出てくるのですけれども、あくまでも社協というのは施設の指定管理者なのです。設置者は厚岸町ですから。ですから、やはりこういう避難対策、避難設備の整備についても、やはり施設の設置者である厚岸町が主導的、主体的に進めていくべきだと考えるのです。もちろん相談したり、いろいろ協議することは管理者ですから結構だと思うのです。しかし、やはり町が主体的、主導的にしていかないと、管理者が予算を持って施設整備というのはいできないわけですから、この辺は十分認識していただいて、そういう形で進めていただきたいと思います。

それから、仮にそこで整備を進めるについては、先ほども言ったように3メートルから5メートルの浸水予想なのです、あそこの裏山は。ですから、それが3メートル、5メートルの予想ですから、6メートルだったら浸水するののかという話になるわけですから、検討するときにはそういうことも含めて、やはり先ほど南谷議員の答弁で8メートルを10メートルくらいの高さまでという話、ここは8メートルですから、そのように答弁されていますので、そこの裏山についても3メートル、5メートルのやつ、あそこの裏山を、例えば少し土盛りして高くして、仮にそれ以上来たときでも大丈夫だというようなことを含めて検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

●議長（堀議員） 福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

今ごいます避難場所への避難を基本として、そこへの施設整備ということも検討することには間違いなく思っております。先ほど、実際の避難ですとか運営に当たった社協ということで私ども答弁させていただきましたが、もちろん議員おっしゃるとおり、設置者であります厚岸町として整備に当たってどうすべきかというのは、私どもが主体となって考えていきたいと思っております。

それと、浸水の高さでございませけれども、議員おっしゃるとおり、心和園の部分については3メートルから5メートルの浸水でございませ。避難場所の整備したところの裏山の高さでございませが、一応16メートルというところではございませるので、その場所の浸水想定の高さについては問題ないかなと考えませが、いま一度時間的な訓練の在り方、季節による訓練の在り方というのはまだまだ検討させていきたいと思ひませるので、ご理解願ひませ。

●議長（堀議員） 6番、佐藤議員。

●佐藤議員 あまり時間がないので端折ります。

一番最後に現状の対策だけで、仮に万が一災害が発生し犠牲者が出た場合の行政の不作為について、不作為になるとも、ならないとも答えようがないのだと思ひませ。

で、これはスルーして終わりたいと思います。もちろん、こういうことがなければそれに一番越したことはありません。

それで次に移ります。広報あつけしの配布であります。ここの答弁書にも書いてあるとおり、一つは自治会の加入の方は自治会が恐らくほとんど配っているのだと思います。未加入世帯、それから自治会が解散したとかによってない世帯、この大きく三つだと思っております。それで、各自治会に依頼して、会員の方に配るということは当然いいのです。それから、未加入世帯でも郵送によって受け取っている方、これもいいと思っております。それから、コンビニエンスストアとか量販店にも置いてありますよね。そこでも見たことあります。自分のところに配布がない場合はそこから持って行って見ていただくということも当然ありますから。それで、例えば奔渡南のように解散したところ、これにも書いてあるのだけれども、自治会が解散した一部の地域で地域の方々に戸別をお願いし、解散前と同様の配布方法というのは、私も聞いたことがあるのです。それで、今現状、自治会が配布しているところは、たしか1世帯4円くらいですね、計算上。何円、6円、5円、7円か。失礼しました。7円で計算して、前期と後期に何千円かですけれども。それで、ボランティア的に一部の地域の方が戸別に配布しているところも、7円か何かの謝礼で配布しているのですか。それはどういう考え方からですか。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からは災害の場合の不作為の問題、問われたわけではありますが、これは心和園のみならず、町がつくっております公共施設については、全て何かあった場合は町の責任であります。その町の責任の中心になっておりますのは町長であります。そういう意味において、町長の責任、極めて設置者として大きい、そのように考えておりますので、そういう不作為とか異論はございませんが、ただ結果の中でゼロを目指して、死亡者ゼロということを考えながら、その施設についても災害対策を講じていきたいと、そういう覚悟でやっておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●議長（堀議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） ご質問の自治会以外の配布いただいているところの金額ですけれども、この配布に関わる一部当たりのお金が7円ということで決まっていますので、同じような形で配布いただいていますので、7円で支払しているという形を取っております。

●議長（堀議員） 6番、佐藤議員。

●佐藤議員 一部の地域の方に7円をお願いしているのがだめだと言っているのではないのです。たまたま自治会で配っているのは1世帯7円でも3円でも2円でもいいのです。そのときの、今年度の班長が1年間だけ配布して、次変わるわけですから。その一部の地域のボランティアがずっとやっているわけです。1年と言わないで。ずっという

かわる人もいるかもしれませんが。ですから、そうではなくて、違う方法で配布できる方法がないかということなのです。ですから、郵送してくれって、地域の人からは郵送してくれって言ったところは郵送しているのでしょうか。そうではないところはそういう形になっているか、もしくはいっていないか。あるいは量販店かコンビニからもらってくるか。そういうものを、そうではなくて、ばらばらではなくて、きちんとしたまとまりの形でできないのかということなのです。だから、郵送で送るのなら全部送ってやればいいのか。ただ、送ると、A4版の広報ですから、あれ、50グラムで120円かかりますから、郵送で。ただ、回付すると少し安くなるかもしれませんが。だから7円なんかで済まないですよ。だから好意に甘えて、自治会一部7円ですから、じゃあ7円でって、20件配って、はい140円ですって、子どもだって大変ですよ、今。だから、何とか7円がいいとか悪いとかではなくて、きちんと渡るように。そして個々の個人に負担をかけないような形で配布ができないのかということなのです。7円をお願いしていますとか、そういうことではなくて。何か考えられませんか。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） ご質問者言われる部分、町のほうでも自治会が、特に今言われている自治会がなくなったとき、それから別の自治会もなくなったときにどうしていくべきかということは検討してございます。例えば、たくさんの、一番いいのは全ての人に広報配布するというのが我々の目的でもございます。ですが、例えば自治会をお願いをしない場合、どういう方法があるかと。一つは、今、ご質問者言われた郵送による場合、これは月大体50万円かかります。送料だけで。それから、例えば住民票を持っている人がいるとすれば、そこには届きませんし、住民票自体をそれに使うというのものがななものかなという部分もございます。そのほかに、例えば選挙公報にあるように、郵便局に、要は戸別に投げ込みをしてもらおうという方法もございますが、これも30数万円、月かかります。我々が考えた中で一番続けてほしいなというのが、やはり自治会を通して配布していただくというのが、自治会の存続の意味もありますし、厚岸町としては自治会を自主防災組織等もありますので、自治会には何とか存続していただきたいという気持ちもございますので、そこについては、今現在としては、まだ続けていくべきだなということで、基本的には自治会もしくは地域での配布をお願いしているというのが今の現状でございます。しかしながら、自治会に加入されていない方、なおかつ自治会も未加入者に対しては配布しませんというところについては、希望というか送ってほしいという要望が来た場合には、1件1件郵送でやっていますが、これも件数が増えると相当な事務量になるということもございます。そういう部分と、それ以外の配布について、極力手厚くしたいということで、公共施設、それから町長の答弁にもありましたコンビニ等まで、主要な部分については置かせていただいているということもでございます。我々も管内の状況と詳細に調べて、今の方法にちょっと行き着いたところでございますけれども、今後またそのような事例が多くなってきた場合は、極力行きわたるような方法で考えたいと思います。

●議長（堀議員） 6番、佐藤議員。

●佐藤議員 この質問の趣旨は、いわゆる地域の方へ個別にお願いしてというボランティア的なものの方に対する質問をしているのです。だから、郵送で送っているところは送っていいのです、それはそれで。だから、それまで7円のやつを70円にすれとか、そういうことではなくて、きちんとお願い、これからもできるような形に、別に金銭が7円だから佐藤さん、私やりたくないって言ってきたわけではないのだけれども。だけれども、自治会があって自治会の収入に入るのであれば順番で会のためだからということでやるのだろうけれども、その同じ方が毎月広報配って、そして自治会に1件7円だから7円でございますっていうのは、だから7円を70円とか700円にするとかというわけではなくて、その人方の負担がないような形でできないかということなのです。だから、それは自治会ないのだから郵送するか、あるいは奔渡のコンビニエンスストアにありますから、奔渡地区の南地区の皆さんはそこで受け取ってくださいとか何とかっていうのがいいのかどうか分かりませんよ、分かりませんが、そういう個人の好意とか負担に迫るようなことというのは長続きしませんよ。その人方のことをやはり考えて、そしてなおかつ広報が皆さんに行くように。だって紙媒体は、これでIPとか防災無線で来るなら一方的に聞きますでしょう、ワクチンのことだって。やはり紙で来て見たほうが理解しやすいのです。それから、なくなりませんから、一度取っておくと、また忘れたら見ることもできるのです。だから、きちんと広報は町民に届くような形で。だから、今ここですぐ検討できないなら検討して、質問の趣旨に沿うように検討しますでもいいわけですから。時間ないので短時間で。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 先にご質問者に答え言われてしまったような感じがするのですが、一人でもちゃんと広報誌がわたって、町からの情報が見れるように、この先も検討させていただきたいと思います。

●議長（堀議員） 残時間は20分あります。
6番、佐藤議員。

●佐藤議員 答弁は要りません。病院の関係です。僕の認識不足だったかもしれませんが、リモートとか、発熱症状などが無いことを条件として、少人数で短時間に制限するなど他の入院患者との接触を極力避けるよう、個別で実施しておりますと説明されていますね。私のところに電話来たのは入院患者の家族だったのですけれども、このことが分からなかったのではないかと思います。ですから、何か機会があったらそのようにしていますよというものを周知、無線でも何でもいいですから周知してあげてください。終わります。

●議長（堀議員） 以上で、佐藤議員の一般質問を終わります。

休憩といたします。

再開を午後 3 時30分といたします。

午後 3 時00分休憩

午後 3 時30分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

次に、7 番、杉田議員の一般質問を行います。

7 番、杉田議員。

●杉田議員 第 3 回定例会に当たりまして、通告のとおり質問させていただきます。2 点質問させていただきます。

はじめに、普賢象桜とその周辺整備についてでございます。

（1）普賢象桜の囲い撤去について、どのように考えているかでございます。

ア、撤去の可否、囲い撤去による影響と効果。

イ、撤去の時期・行程。

（2）といたしまして、散策路の整備について。

ア、拡幅・緩斜面化は検討していないか。

イ、桜見本園までの歩行が困難な方への対応はどのように考えているのでしょうか。

（3）周辺で熊が目撃されているが、何らかの対策は考えているのでしょうか。

2 点目、道路として使用されている私有地についてでございます。

（1）長く道路として使用されている私有地において、相続後の所有権変更の未登記により、所有者が不明または複数人の権利者が存在する等の土地（私道）が散見されます。

アといたしまして、令和 3 年の改正民法における所有者不明土地等に関して町はどのように認識されていますでしょうか。

イ、今後、相続件数の増加が予想されますが、適正な登記簿、固定資産課税台帳表記のため、町としてどのような対応を考えていますでしょうか。

ウ、このような土地（私道）について、冬期間の除雪並びに緊急車両の通行などの観点からも町の管理下に置き、舗装整備すべきものと考えておりますが、いかがでしょうか。

以上でございます。よろしくお願いたします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 7 番、杉田議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の普賢象桜とその周辺整備について、（1）アの「普賢象桜の囲いの撤去の可否、囲い撤去による影響・効果」についてであります。子野日公園の普賢象は、平成 5 年に厚岸桜の木保存会が財団法人日本桜の会の「さくら功労者表彰」を受けた際に副

賞として受領した苗木を育成したものであります。

当初は、暖地性の桜であることから、当町の環境では枯死の可能性があるためビールハウスで育成をしておりましたが、普賢象桜が大きくなったため、平成19年度に厚岸桜の木保存会が20万円の資金を拠出し、幅6メートル、高さ7.5メートルの保護施設を整備いたしました。

その後、さらに大きくなったことから、平成23年度と平成24年度に保護施設を幅2メートル、奥行き10メートルに増設しております。

しかしながら、囲い内で育成する普賢象は、数年前から囲いの外まで枝が伸び、高さも天井まで到達した状況であることから、厚岸町桜育成管理指導員である、浅利政俊氏の指導を仰ぎ、剪定により管理してきたところですが、さらに大きく成長していることから、普賢象が温室外で越冬できるかの実験として、令和2年度から冬期間に枝の一部を囲いの外に出して育成状況を経過観察しているところであります。

なお、囲いの外で越冬した枝については、囲い内で育成したものと比較して、約1か月ほど遅く開花している状況です。

また、この実験は2年から3年で判断するのではなく、数年かけての観察が必要でありますので、囲いの撤去については、引き続き経過観察し、桜育成管理指導員の指導を仰いだ上で判断したいと考えております。

次に、囲い撤去による影響・効果であります。囲いを撤去した場合、普賢象は横に大きく枝分かれしていることから、冬期間の大雪による枝折れが懸念されます。

また、例年5月中旬に向かえる開花時期が、1か月程度遅れることが想定され、あつけし桜・牡蠣まつり期間に満開の普賢象を鑑賞することができなくなることが考えられますが、一方では、囲いを撤去した場合、6月上旬から普賢象が咲き始めることで、子野日公園の桜を長期間楽しめることや、普賢象全体を見ることができ、写真を撮影される方など新たな観光客の増加が期待されます。

次に、イの「撤去の時期・行程」についてであります。現在、越冬に関しての経過観察中であることから、未定であります。

次に、(2)のアの「散策路の拡幅・緩斜面化は検討していないか」についてであります。子野日公園の散策路は園内を周遊できるように、平成20年のに整備したもので、園内の樹木をできる限り伐採せず、自然的な景観を損ねないよう配備し整備したところであります。

第6期厚岸町総合計画で、令和5年度に子野日公園管理棟横の散策路登り口から、普賢象などの桜がある桜見本園までの舗装された散策路と、バーベキューハウスから桜見本園までの、ウッドチップで固めた木質系舗装の散策路を、現行ルートを基本に再整備する予定で、散策路登り口から桜見本園までは、現在の幅2メートル、厚さ3センチメートルのアスファルト舗装を、新たに路盤材を敷きならし、公園管理用作業車両も通行することから、一部を除き幅3メートル、厚さ4センチメートルのアスファルト舗装で整備する予定であります。

散策路の緩斜面化については、現行ルートの変更も検討しましたが、園内の樹木伐採は避けられず、また、散策路が長くなることから、現行ルートでの再整備を考えております。

次に、イの「桜見本園までの歩行が困難な方への対応」についてであります。昨年度から、普賢象が開化する時期に町有軽自動車の子野日公園に配置し対応しているところであり、配置していない期間においても、管理作業車により必要に応じて対応しているところでもあります。

次に、(3)の「周辺で熊が目撃されているが対策は考えているか」についてであります。子野日公園の周辺でヒグマの目撃情報があった場合は、桜見本園や散策路、園内で爆竹を鳴らしているほか、目撃情報を表示し公園利用者に注意喚起をするとともに、1週間程度、散策路を通行禁止にするなどの対策を行っております。

続いて、2点目の道路として使用されている私有地についてのうち、アの「令和3年の改正民法における所有者不明土地等に関して町はどのように認識しているか」についてであります。改正前の民法では、複数人の権利者が存在する共有物に変更を加える場合、共有者全員の同意を得る必要があります。共有物の管理に関する事項においても、共有者全員の持分の過半数に及ばない場合は、決定することができないものとなっております。

改正後の民法では、共有物の変更は裁判所に対し所在等不明者の申立を行い、裁判所の決定を得ることで、不明共有者を除く共有者全員の同意を得れば、変更を加えることが可能となり、管理面においても不明共有者を除く共有者全員の持分の過半数で管理に関する事項を決定することができることとなり、所有者不明土地の円滑な利用や管理が促進されるものと認識しております。

次に、イの「今後、相続件数の増加が予想されるが、適正な登記簿、固定資産課税台帳表記のため、町としてはどのような対応を考えているか」についてであります。今後の相続件数は、高齢化の進展による死亡者数の増加や、不動産登記法の改正による相続登記の義務化により、増加が予想されますが、現在、相続登記の手続の周知については、亡くなられた方が固定資産を所有している場合は、親族の方が死亡届の手続等で来庁された際に、法務局のパンフレット等を利用し、その都度、個別に説明しているほか、町ホームページで周知しております。

今後は、これまでの周知方法に加え、固定資産税の納税通知書送付の際に同封する文書、さらには町広報誌、IP告知端末等により、さらなる周知拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、ウの「このような土地について、冬期間の除雪や緊急車両の通行などの観点から、町の管理下に置き、舗装整備すべきものとするが」についてであります。町では、公共事業や災害の危険性及び個別の相談事案がある場合を除き、所有者が不明または複数人の権利者が存在する土地、不特定多数が利用している私道は、生活道路としての観点から冬期間の除雪と必要に応じて補修を行っております。

私有地の管理は、原則所有者が行うべきものと認識しておりますので、災害等の危険性がある場合を除き、町の管理下に置く考えはありませんが、利用者の安全と生活環境向上の観点から、必要に応じて補修等を行ってまいります。

以上でございます。

●杉田議員 ありがとうございます。

ほぼごもっともですというお答えをいただいたものですから、あれなのですけれども、改めてこの一番目の、まず普賢象桜の囲いについてでございますが、まず認識を一致させておきたいと思ひましてお伺いしたいのですけれども、厚岸町の観光において、普賢象桜というものはどうなのでしょう、何と云うのでしょうか、どのようにご認識いただいているか。私が語るまでもなく、諸井課長はじめ、歴代の町づくりですとか観光を担当された方、もちろん町長はじめ、携わってこられた、見本園も含めてですけれども、見本園も含めて子野日公園のこの桜ですとか、散策路に関して携わってこられた皆さんですから、私ごときが語るまでもないのですけれども、いま一度魅力と言いますか、厚岸町の観光において、その普賢象桜、見本園の魅力というものを伺いしたいと思ひます、まず。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

普賢象の関係ですけれども、町長の答弁にもあったとおり、桜の木保存会が表彰されて、副賞としていただいていた物。これは寒地性ではないということがありましたので、当時、管理する上では子野日公園が一番いいだろうということで、子野日公園のビニールハウスに置いたということでもあります。

ご質問のあった観光として普賢象桜の価値ということでもありますけれども、普賢象は北海道では、最東端では厚岸町という認識ではあります。函館のほうや札幌のほうでは普賢象、確かにあるのですけれども、この道東でこのような大輪の花を咲かせる普賢象、しかも、ものすごいちょっと大きくなったということで、本当にこれは貴重な桜であり、それを毎年楽しみに見に来られる観光客の方もいらっしゃるということでありますので、普賢象は観光資源ということで、大変大きな役割を果たしているという認識ではあります。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

そのとおりだと思います。大変多くの方があの坂を息を切らして登って行って、見に行かれているのです。ご婦人からご高齢の方から、何とかしてあそこに登って行ってという状況だと思うのです。ちょっとお聞きしづらいのですけれども、諸井課長、もちろん十分、課長ご認識されていると思うのですが、登ってみて、その普賢象をご覧になった方々の感想ってどのように認識されていますでしょうか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） 私の聞いている範囲と言いますか、直接聞いた声でありま

すけれども、疲れたと、坂を登って見たのだけれども、まあ疲れた、でも見る価値はあったということで、大変喜ばれているという認識はあります。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 なかなかお答えしづらいのかと思うのですけれども、囲いについてはどのようなご認識でいらっしゃいますでしょうか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） 囲いについてですけれども、議員おっしゃるとおり、大変手狭になって窮屈ということかなと思います。私も正直そう思います。それで、桜育成管理指導員の浅利先生から指導を仰ぎまして、どういう方法がいいのだろうかといったところでご相談をさせていただいたことがあります。今の大きさと言いますか、何と云うのでしょうか、見応えがある桜を維持するためには、剪定といったことで管理していくのがいいだろうと。ただ、もう一つの方法としてあったのが縮伐と言いまして、枝を大きく、短くしてしまう、思い切って、短くしてしまつて、それではある程度の囲いの中で管理はできるだろうとおっしゃっていたのですが、見応えのある状況になるまで、相当時間がかかるということと、あと縮伐するのであれば本当に専門的な知識のある業者さんをお願いをしなければならないといったこと、あと、やはり先ほども言ったのですけれども、北海道でそういった縮伐といったことを実際にやっているところはあまりないといったところでもありますので、そういう判断から剪定という方法で今まで管理しているという状況ではあります。大変窮屈な状況ではあるということでは認識しております。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 しつこいようなのですけれども、今の状態の普賢象の桜をご覧になった観光客の皆さんのお話を私、直接、全員が全員ではないのですけれども、お伺いしたり、ご覧になっている表情を見ると、あらって感じの、ちょっとがっかり、僕が感じた感じですがけれども、観光客の皆さん、恐らく登ってくる段階で、どんな桜なのだろう、いっぱい咲いているのだろうねという、わくわくして、期待して、あの坂を登って行かれて、さてその場に来ました。あら、何これという表情に僕は感じます。今ちょうど工事中で子野日公園の上のほう、土砂、土砂と言ったらあれですね、小山というか、ああいったものでとか、展望台的なものを今撤去していただいて、あの坂を登っていくと、もう直接囲いがぼんと見える、普賢象の囲いが見える状況です。横から見るとよく分かるのですけれども、本当に囲いで抑え込まれたような状況になっているかと思ひます。桜の咲いた時期であれば、余計、なおのことかわいそうに感じの状況になっていると思ひます、あの桜が。今、町長のご答弁の中で、今すぐは無理だという、経過観察の時期だということだと思ひます。私も今すぐ外せという話ではなくて、ぜひ厚岸町の観

光資源の一つとして、あの桜をぜひ生かしていただきたいと思っていますので、年を追って、まさに箱入り娘と言いますか、箱入り息子なのか、そこに囲まれた状態で温かい土地の桜ですから、今すぐ囲いを外したら私も確かに、逆によくはないと思いますので、数年かけて観察していただいて、ぜひ、できれば近いうちに、あの囲いを、私としては全部撤去していただいて、もう青空に広がるあの桜を見てみたい、私個人的にも見てみたいですし、あれを青空の下で咲く普賢象を観光客の旅行者の皆さんにぜひ見て、もちろん町民の皆さんにも見ていただきたいと思っていますので、引き続き、何とか前向き、前向きと言いますか、撤去に向けてどういった方策がいいのかということをご検討いただきたいと思っています。一言いただければ。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） 囲いを取る、取らないというのは、ちょっと明言は避けさせていただきますが、箱入り娘と言いますけれども、僕は過保護という言葉を使いさせてもらいますけれども、本当に過保護で育った普賢象であります。本当に一気に囲いを外してしまったら、本当にせつかくあれだけ大きく育ったものが、もしかしたら死んでしまうかもしれないということもありますので、徐々にこの厚岸の気候に慣らせていくのに、徐々に囲いを冬期間外していったりというような、今これ実験中なものですから、この結果を踏まえ、育成指導員の先生と相談をさせていただきながら判断をさせていただきたいと思っていますので、ご理解願います。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 よろしくお願いいたします。撤去に関しては、例えば枝の支えが必要であるとか、端々凍結というのですか、枯れてしまう可能性もリスクもあろうかと思っておりますけれども、それも含めて、ぜひ経過を観察していただいて、私個人の気持ちとしてはどうか、ぜひ観光客の皆さん、町民の皆さんにあの姿を見ていただきたい。今の現状の囲いの中に入った姿もまず見ていただいて、これが青空の下で全体を見れたらなという姿を見ていただきたいと思っていますので、よろしくお願いたします。

次、散策路に関してでございますが、前回と言いますか、何年か前にも私、この関係で同じような質問をさせていただきました。これまえ3か年計画において、例えばカートですとか、いろいろなものを各担当された課長さんたち、ご検討いただいて、何とか試行錯誤いただいて、こういったものできないかという形で、3か年計画には載るのですけれども、なかなか財源的なものなのか、あるいはコロナに関係していることなのか、消滅してしまっているものかと思っております。町長からのご答弁のとおり、私もそれは同感でございます。なかなか木の伐採をせずに道路を広げるということは難しいのだろうなとは思っています。先ほど、普賢象なり見本園を見に行くときの、みんな息を切らして登っていくということが、それが何とかならないかなという話なのですけれども、僕、どうしても1周すると、それでも今、園内から右手から入ったほうが楽ですよ。何と言うのですか、それでも右手のほうが楽ですよ。1周ぐるっと、バーベキューのハウ

スのほうから下りて来るというルートのほうが楽だとは思うのですが、それこそ、今、舗装されているほうは、あの角度で幅を広げるということなのではないでしょうか。今ご答弁いただいた中では。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） 町長の答弁にもあったとおり、現行ルートを基本に再整備をさせていただくといったところでございます。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 単純にこの幅、現在2メートルのものを3メートルでしたか、一部を除き幅3メートル、厚さ4センチメートルにするということですから、ほぼルートは変わらないということですか。分かりました。できれば、高齢者の方ですとか歩行が困難な方が少しでも楽に上がれるような、そしてその見本園、普賢象の場に行きやすいような、少しでも角度なりを変えられるようなことは無理ですよね。今そのものを利用してという話ですから。何とか少しでも、僅かでも傾斜を緩やかにしていただければと思います。

それと同時に軽自動車で、これは観光客の方を軽自動車で送迎と言いますか、上まで乗せて行って、対応しているということでしょうか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） まず、傾斜面かということでもありますけれども、緩やかにすると、当然距離が伸びるということもありますので、私どももいろいろ、前管理人さんとも、一番よく知っていた方なのですが、相談をさせていただきながら、本当にどのようなルートがいいのだろうということによって現在のルートが決定して、また、さらに整備するときにも、ちょっと協議をして、再整備ということになっております。

軽自動車ということでありましたが、ご質問の中で歩行が困難な方への対応ということでありました。以前から、やはり普賢象を見に行きたいのだけれども、足が悪いのだよね、どうしても行きたいのだという方については、当然散策路であるので、それについては散策路を利用される方に十分配慮しながら、町有車両で特別にと言うのでしょうか、本当にどうしても登れない方についてはそういうような対応をさせていただいているところでございました。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 臨時的にということですね。分かりました。

1番の最後として、ヒグマに関しては、本町側で、ちょっと今までの話とずれてしまうのですが、本町側でヒグマの目撃情報がたびたび、数回あるかと思うのですが、やはり奔渡7丁目ですとか、この子野日公園をつたって町内のほうに来ているのだ

ろうなと思いますので、特にこの子野日公園のヒグマ対策というものをぜひ重点的にと言いますか、重視、湖南地区の話ですけれども、湖南地区においては奔渡7丁目ですとか、もちろん床潭、末広、子野日公園の対応をよろしくお願いします。これは以上で、よろしくお願いします。

次に2点目の所有者不明土地、私道に関してですが、まず令和3年の民法改正の時点においての話ですが、要するに相続、所有者というよりも相続対象者の方々の同意ということでしょうか。半分、半数以上の同意ということを得られれば、その土地に関して処分が可能であるということでもよろしかったでしょうか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） 済みません、ヒグマの関係なのですけれども、利用者の安全確保ということが大事だと思いますので、それ行き続き対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

●議長（堀議員） 休憩します。

午後4時05分休憩

午後4時06分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。
建設課長。

●建設課長（渡部課長） 貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

今のご質問ですが、ここで言う所有者というのは、相続をした者だけなのかという質問でもよろしかったでしょうか。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 質問の仕方がまずかったと思います。所有者不明土地といった場合に、その所有者、登記簿上の所有者は所有権者なのですけれども、その方が仮に死亡されて、相続されるであろう方の半数以上の同意があれば管理に関する事項を決定することができるとなっておりますので、具体的に言うと、例えば更地、砂利道であったものを相続するであろう方々の半数以上の方々の同意が得られれば、その砂利道を舗装に、例えば例ですけれども、舗装にできるのかという質問です。

●議長（堀議員） 誰がというところが抜けていると思うのですけれども、それは誰が舗装にするとか。それは誰がというのが抜けているから、ちょっと、もう1回そこら辺を言ったほうがいいかと。

●杉田議員 相続される方々でということですね。要するに同意。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） すみません、お答えいたします。

まず、今回町長のご答弁にもありましたが、民法の改正に伴う共有物に対する変更や管理部分、この辺が緩和されてきたということになりますが、共有者という部分の扱いなのですけれども、これは一つの土地に何名かの共有者がいてといった中で、当然元々の所有者もいらっしゃいますし、A、B、Cといった場合、Aの方がお亡くなりになられて、そのAの方の相続人の方がいるといった場合は、当然相続後のAの方とBとC、この方をもって共有者と言います。その中の過半数で決定がされていくといった内容になります。

それと、今回ご質問にあるような所有者不明という場合、こういう場合は、要は相続がうまくされていなくて所有者が分からなくなってしまった。それが例えば、Aの方が所有者が不明になってしまったといった場合に、BとCの方で裁判所の決定を、所有者不明がいるのだけれどもという裁判所の決定をもらった中で過半数の決定があれば変更や管理がしやすくなるといったような内容になっています。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 すみません。ちょっと僕の理解不足だったかと思います。

町内において、こういった土地と言いますか、私道なのですけれども、多くの方が利用されている道路というのが多々あると思うのです。そういったものに関して、一番最後の質問になってくるのですけれども、町として災害ですとか防災、除雪の関係で管理できないのかという話になったときに、具体例を出してしまうとあれなのですけれども、何年か前にも私質問させていただいた中で、筑紫恋の中央道路と言いましたか、真ん中の道路に関して、例えばなのですけれども、そこの所有者の方、大半の所有されている方は、ぜひ町で整備してくれという話をされていると思います。ただ、一部かかっている部分がほかの所有者の方で、なかなかそこが進まない、自治会としてもあれを舗装してほしいのだという要望を出されていたのではないかと思います。何十年も前の話かと思います。そういった話を伺ったときに、幸いと言いますか、幸いになるのかどうか分かりませんが、令和3年の改正でこういったものになっていることですから、ぜひ進まないものなのかなという話です。可能性としての話になってくると思うのですが、いかがなものなのでしょうか。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えいたします。

今、具体例を挙げられた場所というのは、筑紫恋のウニの種苗センターの横を通り抜

ける、海側に抜けるまっすぐの道路ですよね。そちらは今、町有地もありますし、個人の名義の土地もあり、さらには国の土地も入っています。それから、俗に言う前浜の通りとぶつかる場所、T路字になっているところ、ここが所有者がたしか25名ほどの共有の土地とは理解しています。恐らくその場所ということでお話をさせていただきますと、まずそうなれば、過去には筑紫恋の前浜の通り、こちらについては地域からの要望がありまして、町のほうで簡易舗装をした経緯がございます。今回、ご質問のある場所についても、詳しくちょっと調べる必要はございますけれども、あらゆる条件がそろえば、過去にやった経緯もございますので、ただ予算等も絡む話でございますので、確実にできるかどうかというのは今後の話になりますが、過去の例からいくとやっている実績はあるということです。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 改正の関係もあって、少しは話が進むのではないのかなと私は考えていますので、ぜひ何とかお願い、一步でも二歩でも進めていただければなと考えております。

最後になりますけれども、町のほうから、この土地を町有管理に置きますよということは緊急の場合のときしかあり得ないと思うのですが、基本的には個人の方の権利を重視すべきだと思うのですが、逆に例えば、お答えいただいていたかと思うのですが、個人の方から町に対して町で管理をしてくれと言われた場合、どういった流れになるのでしょうか。要するに寄附するからといった場合になってくるかと思うのですが、もう長く道路として使っているから、うちでは使わないといった場合はどういった対応をいただけるのでしょうか。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） 個人の方からの私道を寄附したいというご質問だと思いますが、町で寄附をいただくという前提としては、当然道路でありますので、町道に認定できるような道路形状であるもの、これに関して寄附をお受けした経緯はございます。道路として管理できない以上は、町道として認定がちょっと難しくなってしまうものですから、そういうときは協議させていただきながらになりますが、条件が合えば寄附をお受けするといったような流れになろうかと思えます。

それとは別に、先ほどから除雪のお話出ていますが、町では私道に関する除雪は全町的にカウントすると45か所、私道も除雪をさせていただいておるところでは、冬期間の安全確保という部分は町としては御協力できているのかなとは認識しています。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、幅員ですとか町道に認定するためには必要になってくると思うので、寄附するからと言われて簡単に、はい、くださいという話にはならないですね。あ

りがとうございます。

除雪に関しても、逆にこれに関してはお礼申し上げたいところだと思います。私の知る限りでも、今の筑紫恋に限らず、小さめの道路でもかなり多くの場面で、あれ、ここ町道にはなっていないよねというところが結構あるのだけれども、除雪していただいているところあると思います。周辺住民の皆さんも本当に助かっていると思いますので、ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

質問としては、以上で終わります。ありがとうございます。

●議長（堀議員） 以上で、杉田議員の一般質問を終わります。

次に、2番、石澤議員の一般質問を行います。

2番、石澤議員。

●石澤議員 先に提出した通告書に従って質問いたします。

最初に、プラスチック資源循環法についてです。

プラスチックによる海洋汚染が地球的規模で大きな問題となっています。囑託に上がる食品にも既にプラスチックが混入されていると聞いています。

ア、今年4月に施行されたプラスチック資源循環法について、本町での新たな取組はどうなっていますか。

イ、3r+1rの取組を徹底すべきと考えますが、本町の実態はどうですか。消費者のみならず、全町的な取組を必要と考えますがどうですか。

次に、日米共同訓練についてです。

オスプレイ訓練が丘珠駐屯地を拠点に矢臼別演習場など道内4か所の演習場などに飛来することになっていますが、飛来時期や飛行ルート公表はどうなっていますか。これまでも繰り返し重大事故を起こしています。訓練の中止を求めるべきと思いますがどうですか。

次に、学校トイレ個室への生理用品設置についてです。

学校トイレ個室への生理用品の設置について、その後の取組はどうなっていますか。

次に、ランドセルの軽量化の取組についてです。

ランドセルの重さが子どもたちの身体的な負担になっていると言われていています。軽量化の取組はどうなっていますか。置き勉など、具体的な対策をすべきと思いますがどうですか。

これで1回目の質問を終わります。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 2番、石澤議員のご質問にお答えいたします。

1点目のプラスチック資源循環法についてのうち、アの「今年4月に施行されたプラスチック資源循環法について、本町の新たな取り組みは」についてであります。プラスチックは、その有用性から、幅広い製品や容器包装に利用されており、現代社会に不可欠な素材である一方、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸

入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックに係る資源循環の促進等の重要性が高まっております。

町では、これまで「厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画」、「厚岸町一般廃棄物処理計画」などの計画に基づき、プラスチックごみを含めた一般廃棄物の適正処理に取り組んでおります。

町民や事業者に対して、ごみの分別表の配付や出前講座などを通じて、ごみの分別方法を周知するとともに、分別の指導を行い、廃棄物の適正処理を推進しております。

プラスチックごみを含めた資源ごみ収集については、平成4年度から缶類・びん類・新聞紙等を資源となるごみとして収集を開始し、平成7年度に「容器包装リサイクル法」が制定されたことを機に、平成9年度にペットボトル、平成12年度に白色トレイ、平成18年度からプラマークのあるプラスチックごみの分別を加え、平成20年度からは、プラマークのないプラスチックごみも資源となるごみとしており、現在12種類に分別収集し資源化しております。

今年の4月に施行されたプラスチック資源循環法において、地方公共団体の責務として、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に、必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされております。

当町では、同法の施行に先駆け、管内で唯一、平成20年度からプラマークのないプラスチックごみの分別収集と再商品化に取り組んでおり、今後も継続してまいります。

また、世界的な問題となっている海洋プラスチックごみ対策については、令和5年度に当町で開催される「第42回全国豊かな海づくり大会」の基本方針の一つにもなっており、今年度より厚岸漁業協同組合と連携し、海岸漂着ごみや漁業者が操業中に回収した漂流・海底ごみの適正な処理を進めているところであります。

次に、イの「3R+1Rの取組を徹底すべきと考えるが、本町の実態は。また、消費者のみならず全町的な取組が必要と考えるが」についてであります。3Rとは、ごみを減らし、環境に優しい町づくりを進めて行くための、頭文字にRのついた三つの取組のことで、これまでも広報紙やホームページなどをおして、その取組についてお知らせしております。

プラス1Rは、消費者だけではなく事業者として、プラスチック製容器包装・製品の原料を、再生素材や再生可能資源に切り替える「リニューアブル」であります。

具体的には、スーパーや飲食店から提供されるプラスチック製のレジ袋、スプーン、フォーク、ストロー、宿泊施設から提供される歯ブラシ類やクリーニング店から提供されるハンガーなどを、再生木材や再生可能資源である紙やバイオプラスチックに切り替えることが挙げられます。

今後、リニューアブルの取組を推進するため、町内の事業者に対し、情報提供を行ってまいります。

続いて、2点目の日米共同訓練についてのうち、「オスプレイ訓練の飛来時期や飛行ルート公表は」についてであります。今回、行われる日米共同訓練は、10月1日から14日までの期間、矢白別演習場など道内5か所で行うことが9月2日に公表されたところであります。この訓練に参加するオスプレイの飛来時期や飛行ルートについては公表されておられません。

昨年実施された訓練においても、事前に公表されておられませんので、今回も同様と考えられます。

次に、「訓練の中止を求めるべきと思うが」についてであります。昨年12月に実施された日米共同訓練に際し、矢臼別演習場周辺4町で構成する「矢臼別演習場周辺自治体協議会」において、オスプレイの事故や騒音振動等に対する住民の不安はいまだに払拭できていない状況にあることから、受け入れることはできないこと、強いて訓練を行う場合には、飛行経路の情報提供を行うこと、地域住民の安全・安心の確保を図るとともに国の責任において徹底した安全対策を講じることなどの要請を行っており、今回の訓練に対しても同様の内容で要請を行う予定で現在調整中であります。

3点目と4点目のご質問については、後ほど教育長から答弁があります。

以上でございます。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 私からは、3点目の学校トイレへの生理用品設置について、及び4点目のランドセルの軽量化の取組について、小・中学校の状況についてお答えいたします。

はじめに、3点目の「学校トイレ個室への生理用品設置について、その後の取組はどうなっているのか」についてであります。まず、町内小・中学校の現状についてご説明いたします。

生理用品については、全ての学校が保健室に配置し、必要に応じて、児童・生徒が取りに来ております。

いずれの学校においても、年に数件ある程度で、中には過去3年間一度も取りに来たことがない学校もあります。

生理用品を取りに来る理由としては、「急に生理になった」、「持ってくるのを忘れた」、「持ってきたが足りなくなった」が主な理由であり、基本的に児童・生徒が用意するものとしております。

しかし、児童・生徒の中には、保健室に取りに行くことや、友達から借りることを恥ずかしがったりするなど、様々なケースも考えられ、父子家庭やトランスジェンダーなども考慮する必要があります。

このようなことから、今年度、モデル校を設定し、トイレへの生理用品配置を行い、メリット、デメリットを検証するとともに、児童・生徒への聞き取りなどを行い、今後の対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目の「ランドセルの軽量化の取組について」であります。教科書やその他教材、学用品が過重になることで、子どもの身体の健やかな発達に影響が生じかねないこと等の懸念や、保護者等からの配慮を求める声が寄せられていることが、平成29年度頃より全国的な話題となりました。このことから、文部科学省は、平成30年6月に「児童生徒の携行品に係る配慮について」の文書を発出し、この問題に対する工夫の例を示しております。

厚岸町の各学校におきましては、この工夫例を参考として登下校時の荷物が多くなら

ないよう配慮するとともに、指導を行っております。

配慮の内容といたしましては、同じ日の授業で多くの学用品を持ってくることのないよう時間割を組んだり、数日に分けて持参すること、習字用具や絵の具セットなどを学校に置いておく、教科によっては、教科書や副教材を学校に置いて帰るなどがあります。

また、学期末等に用具を持ち帰る場合は、大きなものを1日一つずつ持ち帰ったり、低学年で栽培している植物は保護者が取りに来るよう依頼するなどの配慮をしております。

教育委員会といたしましては、学校の対応は適切と考えておりますが、今後も継続した指導を行うとともに、登下校時の荷物の量について過重になっていないか留意するよう、学校へ働きかけてまいります。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 最初にプラスチック循環法ですけれども、厚岸は本当に前々からごみの分別も、それからそういう意味でいろいろ取り組んでいますし、ほかの町村よりもきちんとしているのではないかなと思います。そんな中でなのですが、漁組もプラスチックの問題で漁組に対しても一緒にプラスチックの廃棄物の処理をしているということなのですが、実際問題、結構道路を走っていたり何かをするとき、ごみが結構ぼんぼん投げあたりするようなこともあるのです。今回の厚岸豊かな環境を守る基本計画で、今回の海の海洋性の問題も含めて、今取り組んでいるということでしたが、その結果、どのくらいの成果が上がっているのでしょうか。第42回全国豊かな海づくり大会で海岸漂着ごみや漁業者が操業中に回収した漂流、海底ごみ、適正な処理を進めているところと言っていますけれども、これによってどのくらいの成果があって、どのように変わっているのでしょうか。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） まず、プラスチック、この法の施行に基づきまして、1回目の町長の答弁にございました。厚岸町につきましては20年度から既にこの部分を行っているということで対応していきたいと思っております。

さらに、海洋プラスチックの海岸漂着物や漂流ごみの関係の実績という質問であったと思いますが、今年度から始めまして2回ほど回収をしており、4,242キロの実績がありまして、約50万円程度の処理費で処理をしているということで、この処理につきましても、海岸漂着物等地域対策推進補助金ということで100%の補助ということで、これを活用しながらやっていくということで、まだ年度途中でございますので、これからどれくらいの量、金額になるか分かりませんが、こういう活動をしているというところでございます。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 少しずつ進めていって、よくテレビなんかで見るときに、海岸にいろいろな物が流れ着いているということがあるので、それが少しでもよくなればいいと思うのですが、ごみを捨てるという行為、プラスチックの袋って、あれすごいのですね。雨風によって、それから太陽に晒されると、ぱらぱらになってきれいに飛んでいってしまうというか、そしてそれが雨にたたかれて、今度上に上がっていくという、そういう循環の形、変な意味でプラスチックの循環が起こるみたいなのですけれども、ごみを捨てるという行為に対して、どのように喚起を、本当はその人、その人がちゃんとやらなければならないはずなのですけれども、どうしてもごみが目に付くのです、あちこちで。それに対しての取組、発信するものがあったらどうかなと思うのですが、その辺はどうですか。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） ごみを捨てるということで、道路とか空き地等に捨てられているケースがございます。そういう場合は、当然法に触れる不法投棄という部分でございますので、それはきちんと処理をしなければいけないということで、周知の看板を立てたり、さらにカメラを付けたり、本当に監視するカメラと、それからダミーカメラという物もございますが、それらを付けたりしながら、そこでごみを投げさせないというような対策を取っているところでございます。

また、道路管理者や土地所有者の人につきましても、警察または直接役場のほうに来るケースがございます。これについても個々に対応して、そういうことをさせないという取組をしているところでございます。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 本当に見ていると情けないような感じがします。ああいうごみを見ると。車の中に積んでいって、自分のところに出せばいいはずなのですけれども、そのようになっていないというのが本当に情けないのですが、今、いろいろな形でプラスチックではないものを変換していくという、多分活動も国もやっていると思うのですが、ごみに出したときに、レジ袋とかスプーンとかフォークとかストロー、ここに出っていますが、それらが木材や再生可能資源に切り替えるということなのですけれども、厚岸町のそういうスーパーや食品店でそのような形で切替っていているような店とかというのは、それに対する問いかけなんかはどうなっているのでしょうか。コンキリエなんかではストローは紙かな、だったような気がするのですが、そういう小さなことから変えていく必要があると思うのですが、それに対して提案とかというのはどうなっていますか。その辺はどうでしょう。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） お答えいたします。

プラス1Rの1Rの部分のリニューアルという活動についてのことだと思います。これにつきましても、法の改正がありまして、特に業者、メーカーの責務ということで、今までプラスチックを使っていたものを再生木材や再生可能資源、紙とかバイオプラスチックに替えていこうというのをどんどん進めていきなさいという国の指針でございいます。町内にはそういう製造メーカーはございませませんが、使う商店とかスーパーとか飲食店について、やはりこれらも積極的に使っていただきたいということを答弁書に書いてあります。これから情報提供しながらやってまいりたいというところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 ぜひよろしくお願ひします。次に移ります。

日米共同訓練です。今回も同様の要請を行う予定ということでしたけれども、米軍のヘリコプターではなくて、海兵隊が使うヘリコプターとちょっと違うのです。それで、不具合が起きているようなのですが、それを今回は、不具合が起きて一度飛ばないようにしていたのですけれども、それは運転手というか、訓練の中でやっていくことだというような言い方で強行されたのですけれども、正直、本当に不安なのです。今飛んでいるのは、水の上を飛ぶということが前提のオスプレイらしいのですけれども、それが陸を、丘珠から飛んでくるとか、陸の上を飛んで来ますよね。計根別のほうに行ったりということなのですから、その辺のことを強く、ぜひ国のほうに申し入れてほしいし、何かあったときにはもうとんでもないことになりますので、その辺を強く、もう一度要望したいと思いますがいかがですか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） オスプレイの関係で、日米共同訓練の関係でございませけれども、町長からの答弁にもありましたとおり、今、まさに矢白別演習場に関連する厚岸町、浜中町、標茶町、それと根室管内別海町、この4町で構成する協議会において、要望書の内容を今調整中でございます。昨年同様受け入れがたいということ、さらには安全には、強いて実施する場合には安全にと、徹底するよというを議会が終わった後になろうかと思いますが、日米共同訓練が行われる前に北海道防衛局のほうに各4町の町長が要請活動を行うということで予定しておりますので、その場で強く要請をさせていただきたいと考えております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 ぜひお願ひします。落ちてしまってからでは遅いので、そして、やはりそうしてもちゃんとした、どこを飛ぶんだということくらいは、何日に飛ぶとか、そのくらいは、人の住んでいるところを飛んで歩くわけですから、それはきちんと伝えて、その

上で、絶対本当はやってほしくないのですけれども、オスプレイが、言っている人によればオスプレイが人を運ぶと言いますけれども、オスプレイが下りてくる時の100度近い熱風が地面にたたきつけられるのです。そんなときに救助作業なんてできないのです、あれは。そういうものですから、こういう住民が住んでいるところしか通れない場所なのに、そういう訓練はぜひとも中止するように、再度申し入れてください。それはよろしくお願いします。

次に移ります。学校トイレ個室への生理用品です。前にも前向きに検討しますということだったので、どのようになったのかなと思いながら、今回改めて質問させていただきました。ここを見ると、いずれの学校においても年に数件ある程度、中には過去3年間一度もなかった学校もありますということでした。でも、実施した都内の学校とか、それから実施しているところでは、保健室に置いたときよりもトイレにあったときのほうが使っている数が非常に増えています。この一例で言いますと、年間10個程度だったのですが、トイレに置くようになってからは3か月半で410個以上のナプキンが使用されたという例もあります。それで、子どもたちにとって生理ということが、生理の話になるとあまり経済的な理由だけではなくて、いかに口に出せないかとか、生理の話をするというのは結構タブーみたいなところがあると思うのです。喫煙室や、喫煙は今できないですけれども、喫煙室、灰皿、準備されるのですが、生理の人が体調を崩したとか、そういうときに無料のナプキンがないのはどういうことなのかという、そういうような意見もあります。生理というのは女性であるがゆえの、ある意味苦痛なものでもあるのです。体は調子悪い、それから立ってられないこともありますし、そのときそのときで女性特有の非常に大変な思いをします。そのときに普通のトイレには、前にも話しましたが、トイレットペーパーがあるように女性のトイレに対して普通に常備品としてある必要は絶対あると思うのです。トイレットペーパーあるのにとおもいます。

そういうことも含めて、今回はモデル校を設定して、生理用品ということなので、今後の対応を検討していくということなのですから、モデル校1校というよりも、なるべくは少ない学校です。4校ですか、4校、5校、6校かな、小中でも6校です。だから、そこに設置をして、その中で検討するというのも考えてほしいのですが、その辺はいかがですか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） オスプレイの関係ですけれども、議員おっしゃるとおり、まだ不安が払拭されていない状況にありますので、この関連する4町と連携して、強い要請活動を行ってまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 管理課長。

●教委管理課長（田崎課長） 生理のトイレへの個室の配置の関係であります。モデル校の設定という形で、今、全ての学校にということなのですから、私ども学校のまじ状況全部調べさせていただきました。そうしますと、単に生理用品がトイレに置けな

いような学校も実はあると。それは衛生的な部分だとか、掃除を女性のトイレを男子生徒も一緒に行うだとか、そういうような学校によって異なる環境が結構出てきております。そのようなことも考えまして、まずはある一定規模の大きな学校で、どのように、例えばトイレ内に配置すればいいのか、もしくは配置する生理用品はどのような物がいいのか、そしてそれらを利用は絶対出てくると思いますので、今度出てきた、使ってくれた生徒に対して、何がよくて何が悪かったのか、そういうようなことを踏まえた上で、全ての学校に広めていけたら広めていきたいというような考えであります。

一斉に6校全部ということになりますと、学校によって、先ほども言いましたけれども、トイレの形態が違う、そのほかに、これらを取り扱うのは、例えば教員が行っていくのか、そうすると教員は今現在、いろいろな意味で働き方改革というようなことも言われておりますので、さらに日中の業務量をまた増やしてしまうというようなことにも相まってしまうというようなこともありますので、まずはモデル的に実施をさせていただきたいというのが教育委員会の考えであります。

●議長（堀議員） 休憩します。

午後4時51分休憩

午後4時51分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

ここで、会議時間の延長を行います。

厚岸町会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間は、2番、石澤議員の一般質問が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

2番、石澤議員。

●石澤議員 きちんと調べてもらっているなと思いました。子どもたちにとって安心して過ごせるように、トイレの掃除がそういう形になっているとは、ちょっと考えなかったのですけれども、トイレに生理用品を置くというのは、ひょっとしたら誰がやるのかなとか考えながらいました。養護の先生にやってもらえれば一番いいのかもしれないのですけれども、養護の先生がいない場合もあります。そういうのもあってどうするのかと思いましたが、やはりそれはトイレットペーパーも普通にあるわけですから、学校には。だとすれば、子どもたち、その工夫で、子どもたちがそこに置くことができるのか、いちいち変える、何人が何個ほど使ったかではなくて、そのときのトイレットペーパーと同じような買い換えができるような、そういうシステムを考えていけばいいと思いますし、それからメモか何か、こういう紙でどのように感じましたかとか、使いやすかったですかというのをトイレの個室ではなくて、使った場合にそこに書いてもらうという方法もやっているところもあります。ですから、そういう意味ではそういうような取組をしてください。できればよろしく申し上げます。いかがですか。

●議長（堀議員） 管理課長。

●教委管理課長（田崎課長） 質問者おっしゃるとおりだと私も思います。生理用品含めて、やはり児童生徒が学校に来て安心して過ごせるといったようなことを私たちは考えなければならぬだろうと感じております。ですので、どのような形になるか、先ほどアンケートの手法のことまでおっしゃっていただきましたが、いろいろプライバシーのことも配慮して、今はタブレットもあって無記名でその場ではいろいろアンケートを取ったりだとかというような、そういうこともできますので、その辺も考えながら、私たちも進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 よろしく申し上げます。

次、ランドセルなのですけれども、結構読んでいると取り組んでいるのですが、実態はどうなのでしょう。置き勉の実態ってどうなっていますか。今、タブレットが入ったり、それから今コロナ禍の中で水筒を自分で持っていくとかということで、結構重いのです。小学校1年生くらいで持っても5キロくらいあったりするのですが、その辺の取組はどうなっていますか。

●議長（堀議員） 指導室長。

●教委指導室長（廣瀬室長） お答えいたします。

まず、タブレットの持ち帰りについてなのですけれども、6校によってばらつきは多少ありますが、主に週に1回は持ち帰ることになっております。週に1回というのは週末ということになります。タブレットの重量はおおよそ500グラムでありまして、教科書でいうと3冊分くらいに相当するかと思います。重量としては多いかなとは思いますが、週に1回ということで、他の持ち帰りの物の曜日をずらすなどの取組を図っております。

あと水筒は学校によってなのですけれども、持参を推奨している学校もあります。こちらについても、おおよそ1リットルと仮定しますと1キロ程度の荷物ということになります。これはランドセルとは別に持っていきますので、背中に対しては負担はかからないものの多少の重量増とはなっているかなと思います。学校で荷物が多くならない、ランドセルの中の荷物が多くならない配慮としては、家で学習に使わない教科は、ほぼ置いていってよいということであったり、使わない資料ですとか副教材等については全て置いていくということで指導を行っておりますので、荷物の軽量化は図られているかなと考えております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 実際の話は、その学校、学校によるのでしょうかけれども、国語と算数以外の

教科書を持って帰ってきているということもあるし、毎日タブレット持って帰るということもあるのです。何かその理由を聞いたら、コロナになったときにリモートで学習をするために毎日持って帰らせているというような話も聞きました。だから、その辺ちょっと確認をしてください。

それから、厚岸町の場合は絵の具とか習字とか、そういう物は学校に置いているということですね。子どもたちの体の状態で、スクールバスで通っている分にはそんなのではないかと思うのですが、そうではない子どもたちにとっては、やはり歩いている子どもたちの様子を見ても、腰が下がって、お尻というかぐっと下がった感じで、ここにかかっている感じが見受けられるのです。ですから、実態はどうなっているのか、置き物がちゃんと置かれているのかということと、それから部活だけではないのですが、個人の所有する物がどのようにきちんと保管されているのかということも確認してほしいのですが、その辺はいかがですか。

●議長（堀議員） 指導室長。

●教委指導室長（廣瀬室長） タブレットについて毎日持ち帰りを行っている学校もあることは把握しております。今後、さらに持ち帰りの頻度は各学校とも増えていくであろうと考えております。荷物の保管についてなのですが、こちらは私学校に授業参観等に伺うことがありまして、その際に視認しておりますが、主に教科書類につきましては教室後ろの棚に置いてあることが多いです。机に保管している学校もあります。そのほか、個人的な荷物についてはロッカー、そこに収まらない物については空き教室などに保管している状況です。体操着等は中学校によっては必要に応じて施錠できるような環境で保管をし、併せて更衣ができるような部屋として使用しているものです。

それから、背負い方なのですが、ご指摘のように、少し背負い方が体に合っていないというような部分もありますので、こちらにつきまして、ランドセルの紐の長さ、低学年のまま3年生、4年生になって使っているというような場合もありますので、学校に再度指導を行いながら、こちらでも状況について把握してまいりたいと思います。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 子どもたちが元気で登校するというのは、見ていても気持ちのいいものなのですが、やはり体に支障を起こすような腰痛とか、それから首がまっすぐになってしまうというようなこともあったり、それからランドセルもいいのですが、ランドセルを背負っていると転がったときにけがをしないという話なんかも聞いたりするのですが、やはり子どもの健康が一番大事なので、それも含めてよろしくお願いします。

以上で終わります。

●議長（堀議員） 以上で、2番、石澤議員の一般質問を終わります。

- 議長（堀議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います、これにご異議ありませんか。

（な し）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。
よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後 5 時00分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 4 年 9 月 14 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員

議案第 5 5 号

令和 4 年度 厚岸町一般会計補正予算（3 回目）

提案理由説明書

ただいま上程いただきました、
議案第55号 令和4年度厚岸町 一般会計補正予算から
議案第60号 令和4年度厚岸町 後期高齢者医療 特別会計補正予算
の提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第55号
議案書、1ページであります。

令和4年度厚岸町一般会計補正予算（3回目）

令和4年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、1億4,016万4千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、104億2,539万6千円
とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算であります。
歳入では、10款11項、3ページから4ページ、歳出では、10款22項に
わたって、それぞれ、1億4,016万4千円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

10ページをお開き願います。

歳入であります。

1 1 款 1 項 1 目 1 節 地方特例交付金 1 1 9 万 9 千円の減
交付額確定による減であります。

1 4 款 分担金及び負担金 2 項 負担金

1 目 民生費負担金 1 節 社会福祉費負担金 2 万 8 千円の増
日中一次支援事業に対する利用者負担金の計上で、
充当事業の内容につきましては、歳出予算の「地域生活支援」において説明いた
たします。

1 6 款 国庫支出金 1 項 国庫負担金

2 項 国庫補助金 1 目 総務費国庫補助金

1 節 総務管理費補助金 2, 8 4 9 万 2 千円の増
番号制度システム整備補助金 6 6 万円の増は、
社会保障・税番号制度に係るシステム改修費の補助金で、
交付決定による財源充当であります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 2, 7 8 3 万 2 千円の増
は、新型コロナウイルスの感染拡大防止等に係る交付金の計上であります。
なお、各充当事業の内容につきましては、歳出予算において説明いたします。
また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業一覧表を参
考資料として提出しておりますので、ご参照願います。

2 目 民生費国庫補助金 2 9 1 万 6 千円の増

1 節 社会福祉費補助金 1 6 7 万 4 千円の増

障害者総合支援事業費補助金 2 1 万 2 千円の増は、
障がい者福祉システム改修費に対する補助金の計上で、障害者（児）地域生活
支援事業補助金 1 6 万円の増は、日中一次支援事業に対する補助金の計上で、
充当事業の内容につきましては、歳出予算の「地域生活支援」において説明いた
たします。

介護保険事業費補助金 1 3 0 万 2 千円 新規計上は、
介護予防のための広報推進事業に対する補助金の計上で、
充当事業の内容につきましては、歳出予算の「介護予防推進」において説明いた
たします。

2節 児童福祉費補助金 124万2千円の増

児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金 93万円新規計上

ヤングケアラー支援体制強化に対する補助金の計上で、

充当事業の内容につきましては、歳出予算の「児童福祉一般」において説明いたします。

子ども・子育て支援交付金 31万2千円の増は、

放課後児童健全育成事業に対する補助金の計上で、

充当事業の内容につきましては、歳出予算の「児童館一般」において説明いたします

3目 衛生費国庫補助金 1節 保健衛生費補助金

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 453万1千円の増

新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保に要する補助金の計上で、

充当事業については、歳出予算の「新型コロナウイルスワクチン予防接種体制確保」において説明いたします。

2節 環境政策費補助金 循環型社会形成推進交付金 67万円の増

個人が整備する合併処理浄化槽設置に対する補助金の計上で、

充当事業については、歳出予算の「生活排水処理施設整備事業」において説明いたします。

4目 農林水産業費国庫補助金

1節 農業費補助金

鳥獣被害防止総合対策事業補助金 301万1千円 新規計上

ヒグマ防除対策に対する補助金の計上で、

充当事業については、歳出予算の「町営牧場ヒグマ防除対策」において説明いたします。

17款 道支出金 2項 道補助金

2目 民生費道補助金 453万4千円の増

1節 社会福祉費補助金 421万2千円の増

障害者（児）地域生活支援事業補助金 14万4千円の増は、日中一次支援事業に対する補助金の計上で、

充当事業の内容につきましては、歳出予算の「地域生活支援」において説明いたします。

市町村高齢者世帯等生活支援事業費補助金 406万8千円 新規計上は、北海道が事業主体となり、物価高騰及び燃油高騰対策に対する補助金の計上で、充当事業の内容につきましては、歳出予算の「非課税世帯等物価高騰対策給付金給付」において説明いたします。

2節 児童福祉費補助金 32万2千円の増
子ども・子育て支援交付金 31万2千円の増は、放課後児童健全育成事業に対する補助金の計上で、充当事業の内容につきましては、歳出予算の「児童館一般」において説明いたします

北海道子育て世帯臨時特別給付金給付事務費補助金 1万円の増
子育て世帯への臨時特別給付金給付事務に要する費用に対しての道補助金の新規計上であります。
充当事業の内容につきましては、歳出予算の「北海道子育て世帯臨時特別給付金給付事務」において説明いたします。

4目 農林水産業費道補助金 310万3千円の減

1節 農業費補助金

情報収集等業務効率化支援事業補助金 6万1千円 新規計上
農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業に対する補助金の計上で、充当事業の内容につきましては、歳出予算の「農業委員会事務局」において説明いたします。

2節 農業費交付金 341万4千円の減

中山間地域等直接支払交付金 344万9千円の減は、交付見込額による計上であります。

充当事業の内容につきましては、歳出予算の「中山間地域等直接支払事業」において説明いたします。

多面的機能支払交付金 3万5千円の増は、交付額確定による増であります。

充当事業の内容につきましては、歳出予算の「多面的機能支払交付金事業」において説明いたします。

5 節 水産業費補助金

環境・生態系保全活動支援事業補助金 25万円の増

赤潮対策に対する補助金の計上で、

充当事業の内容につきましては、歳出予算の「環境・生態系保全活動支援事業」において説明いたします。

次ページ

5 目 商工費道補助金 1 節 商工費補助金

消費者行政推進事業補助金 33万3千円の増

交付額確定に伴う補助金の計上であります。

なお、充当事業の内容につきましては、歳出予算の「消費者行政推進」において説明いたします。

3 項 委託金

4 目 農林水産業費委託金 1 節 農業費委託金

道営土地改良事業監督等補助業務委託金（農地） 6万3千円の増

交付額確定に伴う補助金の計上であります。

なお、充当事業の内容につきましては、歳出予算の「道営土地改良事業監督等補助業務委託事業」において説明いたします。

1 8 款 財産収入 2 項 財産売払収入 1 目 不動産売払収入

1 節 土地売払収入 土地売払代 3,024万7千円の増

内訳は、一つ目として、宮園4丁目109番2から宮園4丁目109番5 普通財産町有地 8,327.19平方メートル 金額 2,498万1千円で、詳細な内容につきましては、議案第70号財産の処分についてをご参照願います。

二つ目として、山の手1丁目2番1 普通財産町有地 300.79平方メートル 金額 469万2千円、

三つ目として、北海道横断自動車根室線 尾幌糸魚沢道路建設工事に係る光栄377番 普通財産町有地 12,113.57平方メートル及び光栄414番 普通財産町有地 667.66平方メートル 金額 57万4千円の売り払い代の計上であります。

2 節 その他不動産等売払収入

立木売払代 154万円の増

北海道横断自動車道根室線 尾幌糸魚沢道路建設工事に伴う立木売払代の計上
であります。

19 款 1 項 寄附金 4 目 衛生費寄附金

2 節 環境政策費寄附金 3 千円の増

イオン北海道株式会社 様からの寄附金であります。

20 款 繰入金 1 項 基金繰入金

4 目 1 節 まちおこし基金繰入金 200万円の増
歳出計上のまちおこし補助金への財源計上であります。
内容は、歳出でご説明いたします。

21 款 1 項 1 目 繰越金 1 節 前年度繰越金

8,239万5千円の増

補正財源調整のための計上であります。

22 款 諸収入 6 項 雑入

2 目 1 節 過年度収入 151万円の増

それぞれ説明欄記載のとおり、令和3年度実績に伴う各負担金の計上でありま
す。

3 目 3 節 雑入 249万3千円の増

空家等対策緊急安全措置費用徴収金 22万円新規計上は、
厚岸町空家等対策の推進に関する条例第12条の規定に基づく、緊急安全措置
による所有者負担費用の計上であります。

なお、充当事業の内容につきましては、歳出予算の「空家等対策」において説
明いたします。

いきいきふるさと推進事業助成金（養殖事業）及びいきいきふるさと推
進事業助成金（全国豊かな海づくり大会） それぞれ 100万円新規
計上は、北海道市町村振興協会からの助成金の交付決定によるもので、
歳出予算の「水産増養殖調査研究」については交付決定による財源充当、

「全国豊かな海づくり大会推進」については歳出予算において事業の内容を説明いたします。

鉄くず売払代（食文化振興） 22万6千円の増は、老朽化した公用車の更新に伴う売払代で、

農業者年金業務委託金 4万7千円の増は、交付金増額による計上であります。

23款 1項 町債

6目 土木債 2節 道路橋梁債 120万円の減

事業費執行見込み等による充当債の減であります。

10目 1節 臨時財政対策債 1,910万1千円の減

発行可能額確定に伴う減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

16ページを、お開き願います。

歳出であります。

1款 1項 1目 議会費 158万5千円の増

主に 議会運営 143万4千円の増は、

主に、厚生文教常任委員会の道外視察研修に係る経費の増額補正であります。

2款 総務費 1項 総務管理費

1目 一般管理費 95万9千円の増

主に、庁舎・町民広場、修繕料 51万2千円の増は、

主に、経年劣化により故障した役場庁舎設備時計修繕 38万5千円、煙感知器取替修繕 6万7千円、1階分電盤及び付属棟屋外コンセント修繕 6万4千円ほかの計上と、車借上料 50万9千円 新規計上は、除雪用タイヤショベル4ヶ月間の借上料の計上で、

その他は、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

2目 簡易郵便局費 6千円の減 次ページにわたり、

説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

4目 情報化推進費 880万2千円の増 次ページにわたり、
主に、総合行政情報システム運営 34万9千円の増は、
主に、パソコン及びプリンターの修繕料 32万8千円の増、

厚岸情報ネットワーク 220万6千円の増は、
主に、修繕料 208万8千円は、光ケーブルほかネットワーク設備修繕料
の計上、手数料 11万4千円は、見込み件数増による告知端末取付け手数料
の計上、

厚岸情報ネットワーク整備事業 473万8千円の増は、
ネットワーク電柱移転架線の共架変更及び増設のほか、IP告知端末等新規設
置工事費の増額計上、

総合行政情報システム整備事業 108万4千円の増は、
地方単独事業に係る決算情報の実態把握に要するシステム改修費の計上

総合行政情報システム整備事業（障がい福祉） 42万5千円 新規計上は、
国との障がい福祉関係サービスデータを連携するためのシステム改修費の計上
であります。

9目 会計管理費費 25万3千円の減
執行額確定による減であります。

10目 企画費 289万円の増 次ページにわたり
主に、企画一般 消耗品費 45万3千円の増は、今年度中に開催される見込
みの北海道横断自動車道根室線尾幌糸魚沢道路の工事着手に係るイベントに対
する約200名分のお土産代の計上、印刷製本費 17万1千円は、釧路地方
総合開発促進期成会の要望事項の横断幕製作費の計上
委託料 50万4千円は、北海道横断自動車道尾幌糸魚沢道路の建設工事の実
施において必要となる土置き場の土地借上に伴う不動産鑑定評価委託料の計
上、土地借上料 58万3千円は、土置き場として、尾幌1105番 面積1
4万5, 355平方メートルと尾幌1108番 面積25万6, 407平方メ
ートルの私有地の借上料の計上、

空家等対策 22万円の増は、
早期の対応を必要としていた真栄1条通りにある木造2階建店舗併用住宅の外壁の一部が剥がれ落ち歩道に落下する恐れがあり、歩行者の通行など周辺的生活環境に重大な損害を及ぼす可能性があるとして認められることから、直ちに特定空家等に認定し、厚岸町空家等対策の推進に関する条例第12条の規定による緊急安全措置を講じた費用の計上。

まちおこし補助金 200万円の増

「あつけしでたのしまないと実行委員会」より、
新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、厚岸においても港まつり、夏まつりが中止となっているなか、感染症対策をしつつ、子どもを中心に楽しめるイベントを令和4年8月6日から7日と令和5年2月に開催するため、まちおこし補助金の交付要望書の提出があり、
事業費 270万円に対し、200万円を補助する内容であります。

地域おこし協力隊起業等支援 100万円の減

交付対象の減による計上であります。

その他説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

11目 財産管理費

財産管理一般 5万9千円の増

主に、町有地の砕石購入費の計上であります。

12目 車両管理費 24万2千円の増

公用車管理 66万3千円の増は、主に、公用車5台分のスタッドレスタイヤ購入費及び道路交通法施行規則改正に伴うアルコールチェッカー 30個購入費の計上で、その他説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

14目 厚岸大橋開通50周年記念事業費

記念事業一般 110万円の増

厚岸大橋開通50周年を迎えるに当たり、町内外へ周知するため、新聞広告料の計上であります。

15目 諸費

役場庁舎感染症対策 29万4千円新規計上

新型コロナウイルス感染症対策に要する除菌ウェットティッシュなど消耗品の購入費の計上であります。

なお、この事業の財源については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものであります。

次ページ

3項 1目 戸籍住民登録費 補正額ゼロ

財源内訳補正であります。

2目 諸費

証明書コンビニ交付システム整備事業 728万3千円 新規計上

コンビニエンスストアにおいて、住民票の写し及び印鑑登録証明書が取得できるシステム構築費の計上であります。

なお、この事業の財源については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものであります。

3款 民生費

1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費

保健福祉総合センター・健康広場 69万6千円の増

主に、消耗品費 16万6千円は公用車スタッドレスタイヤ購入費の計上、施設維持管理費負担金 44万2千円の増は、電気料など光熱水費の増に伴う管理経費の計上であります。

2目 心身障害者福祉費 684万1千円の増

心身障害者福祉一般 610万円の増は、

令和3年度に交付された障害者自立支援 給付費 国庫負担金等の精算に伴う返還金の計上で、

地域生活支援 74万1千円の増は、次ページにわたり

利用者の増加に伴う日中一時支援事業実施委託料の計上であります。

4目 老人福祉費 94万3千円の増

主に、介護保険特別会計 21万2千円の増は、繰出金の増、老人福祉施設 69万1千円の増は、特別養護老人ホーム心和園及びデイサービスセンターの給湯設備の故障による部品取替修繕料ほかの計上で、その他は、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

7目 自治振興費

地域公共交通対策 106万9千円の増

主に、地域公共交通計画改定に伴う試験運行の実施に係る負担金の計上であります。

10目 諸費 2,312万5千円の増

介護予防推進 195万6千円 新規計上は、次ページにわたり

コロナ禍により高齢者の活動自粛が長期化する中、閉じこもりや交流機会の減少により健康の影響と地域のつながりの希薄化が懸念されることから、介護予防の取組の強化を目的とした広報活動事業費の計上で、

消耗品費 8万8千円は、事務経費の計上、通信運搬費 33万7千円は、主に、ポスター及びDVDの郵送料の計上、委託料 90万7千円は、高齢者の外出機会を促すための動画など制作委託料の計上、事務用備品購入 62万4千円は、主に、事業に必要となるタブレット2台インフォメーション・ディスプレイ2台の購入費の計上であります。

なお、この事業の財源については、介護保険事業費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものであります。

非課税世帯等物価高騰対策給付金給付 2,116万9千円 新規計上は、

原油価格や物価の高騰により、その影響が大きい町民税非課税世帯及び町民税課税世帯の内、均等割のみ課税された世帯に対し、生活支援として一世帯あたり1万2千円を支給するものであります。

その支給対象は、非課税世帯数 1,450世帯に対し、1,740万円、均等割のみ課税世帯数 150世帯に対し、180万円、合計 1,920万円の計上と給付システム整備委託料ほか給付事務費の計上であります。

なお、この事業の財源については、市町村高齢者世帯等生活支援事業費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものであります。

2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費

児童福祉一般 529万2千円の増

主に、委託料 182万6千円は、小学校5年生から高校3年生約550人を対象としたヤングケアラー実態調査委託料の計上で、

児童手当国庫負担金等返還金 343万2千円は、

令和3年度に交付された児童手当 国庫負担金等の精算に伴う返還金の計上であります。

4目 児童福祉施設費

保育所一般 33万1千円の増

保育所給食の充実と安全安心な給食の提供を図るためのシステム導入委託料と6ヶ月分のシステム使用料の計上であります。

5目 児童館運営費 110万1千円の増

児童館一般 93万7千円の増は、次ページにわたり、

両児童館のインターネット環境を整備及び業務ICT化に要する環境整備委託料の計上であります。

友遊児童館 16万4千円の増

主に、館内仕切用アコーディオンドア修繕料の計上であります。

6目 諸費

北海道子育て世帯臨時特別給付金給付事務 1万円

子育て世帯への臨時特別支援に要する事務費の計上であります。

4款 衛生費 1項 保健衛生費

3目 墓地火葬場費

霊園 2万3千円の増

主に、霊園の整備に要する碎石の購入費の計上であります。

4目 水道費 156万円の増 次ページにわたり、

水道事業会計 2千円及び簡易水道事業特別会計 155万8千円の増は、各会計補助金及び繰出金の増であります。

7目 諸費

新型コロナウイルスワクチン予防接種体制確保 453万1千円

新型コロナウイルスワクチン予防接種の実施に対する経費の計上で、
接種券印刷封入委託料 215万5千円の増は、5回目ワクチン接種券の印刷
封入委託料の計上で、予防接種予約業務委託料 237万6千円の増は、接種
予約のコールセンター業務等に対する委託料の計上であります。

2項 環境政策費

1目 環境対策費 環境保全基金 160万円の増

立木売払代及び環境対策寄附金を財源とした環境保全基金への積み立てであり
ます。

4目 ごみ処理費

ごみ処理場管理 191万1千円の増

主に、消耗品費 145万2千円の増は、ごみ処理場で、毎日稼働している重
機のスノータイヤ4本の購入費の計上、修繕料 32万7千円の増は、施設及
び車両修繕料の計上であります。

6目 下水処理費

生活排水処理施設整備事業 165万円の増

合併処理浄化槽設置件数見込み増による補助金の計上であります。

5款 農林水産業費 1項 農業費

1目 農業委員会費 農業委員会事務局 8万9千円の増

次ページにわたり、
農業者の経営の規模拡大など意向情報等の整理や農地利用状況調査などで使用
するタブレット端末機の購入などの計上であります。

2目 農業振興費 255万円の減

主に、

中山間地域等直接支払事業 459万8千円の減は、
交付金制度の改正に伴い、交付対象農用地面積が変更になったことによる交付
金の減額補正であります。

多面的機能支払交付金事業 4万8千円の増は、
交付対象農用地面積が、確定したことに伴う補助金の増額補正であります。

新規就農者誘致奨励事業 200万円の増

10月に就農することが決まった1名に対する新規就農準備金の計上でありま
す。

5目 農地費

道営土地改良事業監督等補助業務委託事業 6万4千円の増
草地整備及び農地防災事業に伴う事務費の計上であります。

6目 牧野管理費 次ページ

町営牧場ヒグマ防除対策 187万7千円の増

ヒグマ防除対策として、放牧地の利用面積拡大による電気柵資材の購入費の計
上であります。

7目 農業施設費

尾幌酪農ふれあい広場 37万2千円の増

主に、修繕料 29万6千円は施設非常灯取替修繕の計上で
その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増であります。

8目 農業水道費 7万1千円の増

水道料金計算収納 1万1千円の増は、

令和5年4月分からの適格請求書発行に対応するためのシステム改修委託料の
増、

農業水道施設 6万円の増は、

公用車車検整備に係る経費の計上であります。

2項 林業費 2目 林業振興費

森林整備担い手対策推進 1万2千円の増

市町村負担額確定に伴う負担金の計上であります。

3目 造林事業費

公的分収林整備推進事業 7千円の増
設計価格の変更に伴う工事費の計上であります。

次ページ

3項 水産業費

2目 水産振興費 663万7千円の増

環境・生態系保全活動支援事業 25万円の増は、
厚岸地区赤潮活動対策組織の活動に要する事務費の計上

赤潮対策緊急支援事業 638万7千円の増
ウニ漁場整備の岩盤清掃に対する負担金の計上であります。

5目 養殖事業費 98万2千円の増

水産増養殖調査研究 補正額ゼロ

いきいきふるさと推進事業助成金充当に伴う財源内訳補正であります。

カキ種苗センター備品整備事業 98万2千円の増は、
経年劣化による種苗生産に要する純水製造装置購入費の計上であります。

7目 全国豊かな海づくり大会推進事業費

全国豊かな海づくり大会推進 65万9千円の増

11月12日から13日に兵庫県明石市で行われる「豊かな海づくりフェスタ2022」に厚岸町のPRブースを出展するための実行委員への特別旅費と来年度、厚岸町において開催される「第42回全国豊かな海づくり大会」の機運醸成のため配付するうち印刷製本費の計上であります。

6款 1項 商工費

1目 商工総務費 35万9千円の増 次ページにわたり、
主に、消費者行政推進 37万円の増は、
消費生活啓発用カレンダー作成費の計上で、その他説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

3目 食文化振興費

味覚ターミナル・道の駅 49万5千円の増

主に、修繕料 51万円は、地下タンク海水用くみ上げポンプ取換修繕と排煙窓装置及びガラス修繕料ほかの計上であります。

4目 観光振興費 1, 210万5千円の増 次ページにわたり、

主に、観光振興一般 15万1千円の増は、

厚生文教常任委員会道外視察随行に伴う旅費等の計上、

ふるさと納税 1, 196万8千円の増は、

ふるさと納税業務を厚岸観光協会への委託するための経費の計上のほか、寄附者で、返金を希望する方への寄附金収入払戻金の計上で、

その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

5目 観光施設費 27万1千円の増

主に、子野日公園 32万2千円の増は、

主に、トイレ配管修繕 16万5千円及び

駐車場側トイレ入口自動ドア修繕16万6千円等修繕料の計上で、

その他、説明欄記載のとおり、執行見込による増減であります。

6目 諸費

事業者感染症防止対策支援 250万円の増、

事業者の新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、

設備等の導入見込4件と予防資材の購入見込15件に対する助成金の計上であります。

なお、この事業の財源については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものであります。

7款 土木費 1項 土木管理費

2目 土木車両管理費 車両管理 480万3千円の増、

ダンプトラックほか11台分のスタッドレスタイヤ購入費の計上であります。

2項 道路橋梁費

1目 道路橋梁維持費 2, 064万8千円の増 次ページにわたり

道路橋梁管理 185万円の増は、

主に、町道及び排水管修繕料の増

建設機械等整備事業 150万6千円の減は、

事業費確定による減、

太田片無去間道路整備事業 2,030万4千円 新規計上は、

8月16日の雨により、道路周辺が崩落し、通行に支障が生じるため、道路復旧整備に伴う実施設計費の計上であります。

3項 河川費 1目 河川総務費

別寒辺牛川水系 治水砂防施設 整備事業 令和3国債分 補正額ゼロは、事業内予算の組み替え補正であります。

4項 都市計画費

1目 都市計画総務費 都市計画審議会 4千円の増

審議会委員費用弁償の増であります。

3目 下水道費

下水道事業特別会計 333万6千円の増

特別会計繰出金の増であります。

8款 1項 消防費 次ページ

2目 災害対策費 7万3千円の増

主に、災害対策 23万円の増は、主に、

鉏路管内副町村長による防災施設の道外視察への随行旅費の計上で、

防災行政無線 6万9千円の増は、

愛冠中継局の保温ヒーター故障による修繕料の計上で、

その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

3目 消防施設費

消防自動車整備事業 10万1千円の増

一般社団法人日本損害保険協会において、寄贈決定された小型動力ポンプ付軽消防自動車に要する登録手数料及び自動車損害保険ほかの計上であります。

9 款 教育費 1 項 教育総務費

2 目 事務局費 教育委員会事務局 1 万 6 千円の増 次ページにわたり、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増であります。

6 目 スクールバス管理費

スクールバス運行 5 6 万 8 千円の増

主に、スクールバス 4 台分のスタッドレスタイヤ購入費の計上であります。

2 項 小学校費

3 目 学校管理費 学校管理 1 0 万 2 千円の増

主に、公務補用トラック 1 台分のスタッドレスタイヤ購入費の計上であります。

3 項 中学校費

1 目 学校運営費 厚岸中学校 3 5 万 7 千円の増

灯油代の計上であります。

3 目 教育振興費 中学校教育振興 3 5 万 4 千円の増

主に、消耗品費 2 1 万 6 千円は、職業体験用に使用する抗原検査キットのと中学校体育連盟に対する補助金の計上であります。

5 項 社会教育費 次ページ

1 目 社会教育総務費 社会教育活動 9 万 6 千円の増

北海道女性大会参加に対する補助金の増であります。

4 目 文化財保護費 7 0 万 4 千円の増

文化財保護 4 0 万 3 千円の増は

太田屯田兵屋屋根等修繕及び史跡地内給水管修繕料の計上で、

アッケシソウ試験栽培 3 0 万 1 千円の増は、

厚生文教常任委員会道外視察随行に伴う旅費等の計上であります。

5 目 博物館運営費 1 0 6 万 1 千円の増は、

主に、海事記念館 修繕料 1 0 3 万 4 千円は、

正面ドア破損による取替修繕及び 2 階ギャラリーコーナーパネルヒーター修繕料ほかの計上で、

その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増であります。

6目 情報館運営費 58万9千円の増 次ページにわたり

厚岸情報館 56万4千円の増は、

主に、消耗品費 9万2千円の増は、公用車1台分のスタッドレスタイヤ購入費の計上、修繕料 45万8千円は、

正面外部自動ドア装置及び1階男子トイレ天井換気扇取替修繕料の計上で、

厚岸情報館分館 2万5千円の増は、

故障により使用不能となった電話機購入費の計上であります。

6項 保健体育費 2目 社会体育費 511万6千円の増

主に、

スポーツ施設 67万1千円の増は、

主に、修繕料 64万6千円の増は、スポーツトラックター修繕及びスケートリンク散水栓など施設修繕料の計上で、

宮園公園スケートリンク管理棟整備事業 454万3千円新規計上は、

宮園公園スケートリンク管理棟の屋根が経年劣化による腐食し、破損したことに伴う改修工事費の計上で、

その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3目 温水プール運営費

温水プール 4万9千円の減は、

説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

4目 学校給食費

学校給食センター 315万3千円の増 次ページにわたり、

主に、修繕料 300万円の増は、主に、厨芥処理システム機器取替修繕 1,540千円、空調機吸気系統取替修繕 990千円の計上ほかの計上で、

その他、説明欄記載のとおり、執行見込による増であります。

1 1 款 1 項 公債費 1 目 元金 9 万 3 千円の増
平成 2 2 年度に発行した臨時財政対策債について、1 0 年目の金利見直しが行われ借入時の金利 0. 2 2 %が 0. 1 %となり
残り 1 0 年間の元利均等払いの償還年次表の再計算が行われ
今年度の元金償還の増分 9 万 3 千円を合わせて、補正計上するものであります。

この金利見直しにより後年度の金利支払い額が
約 1 0 万 9 千円、軽減となるものであります。

2 目 利子 1 4 5 万 1 千円の増
元金でご説明いたしました金利見直し分を含め
令和 3 年度長期債の借入実行による利子確定に伴う増であります。

1 2 款 1 項 1 目 給与費 補正額ゼロ
それぞれ、財源内訳補正であります。

以上で歳出の説明を終わります。

1 ページへお戻り願います。

第 2 条 繰越明許費であります。

地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第 2 表 繰越明許費による。

5 ページをお開きください。

第 2 表 繰越明許費であります。

下記の事業の予算を、令和 4 年度から令和 5 年度へ繰り越すものでございます。

この事業につきましては、年度内に事業の完了が見込めないことから、翌年度に繰り越して執行するため繰越明許費の設定を行うものでございます。また、この財源については、特定防衛施設周辺整備調整交付金 3 4 0 万円を充当しておりましたが、年度内の事業完了が見込めないことから、一般財源に振替えるもので、今後の交付決定額を踏まえながら、最終的な充当配分については補正予算で調整いたします。

第3条 地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

6ページをお開きください。

第3表 地方債補正 変更であります。

過疎対策事業 120万円の減

臨時財政対策債 1,910万円の減

起債の方法、利率、償還の方法については、変更ありません。

7ページをお開きください。

地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄

令和3年度末 現在高、125億3,037万6千円

令和4年度中 起債見込額、10億1,810万円

令和4年度中 元金償還見込額、9億8,558万5千円

補正後の令和4年度末 現在高見込額は、

125億6,289万1千円となるものであります。

以上で、議案第55号の説明を終わります。

次に、議案第56号であります。

議案第 56 号

令和 4 年度 厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（1 回目）

提案理由説明書

議案書、1ページであります。

令和4年度 厚岸町 国民健康保険 特別会計補正予算（1回目）

令和4年度 厚岸町の国民健康保険 特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、2,472万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、13億9,718万7千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正であります。

歳入では、2款2項、3ページ、歳出では、1款1項にわたって、それぞれ、2,472万3千円の増額補正であります。

事項別により、ご説明いたします。

6ページをお開き願います。

歳入であります。

6款 繰入金 2項 1目 基金繰入金

1節 国民健康保険財政調整基金繰入金 371万6千円 新規計上
収支補てんとして、基金からの繰入金であります。

7款 1項 1目 繰越金 1節 前年度繰越金

2,100万7千円の増

令和3年度決算による繰越金の計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8ページをお開き願います。

歳出であります。

9 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付金

3 目 償還金 2, 4 7 2 万 3 千円 新規計上

保険給付費等交付金及び国民健康保険災害等臨時特例補助金の精算返還金であります。

以上で、議案第 5 6 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 5 7 号であります。

議案第 57 号

令和 4 年度 厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算（1 回目）

提案理由説明書

議案書の1ページであります。

令和4年度 厚岸町 簡易水道事業 特別会計補正予算（1回目）
令和4年度 厚岸町の簡易水道事業 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、358万5千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、1億3,381万1千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正であります。
歳入では、3款3項、3ページ、歳出では、2款2項にわたって、
それぞれ、358万5千円の増額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。
8ページを、お開き願います。

歳入であります。

2款 使用料及び手数料 2項 手数料

1目 水道手数料 1節 給水工事手数料 2万7千円の増
新設等給水工事見込み件数増による手数料の計上であります

5款 繰入金 1項 1目 1節 一般会計繰入金 155万8千円の増
補正財源調整に伴う増であります。

9款 1項 町債 1目 水道債 1節 水道事業債
200万円の増
起債対象事業費の増に伴う充当事業債の増であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

10ページを、お開き願います。

歳出であります。

1款 総務費 1項 総務管理費

1目 一般管理費 水道料金計算収納 4万5千円の増
令和5年4月分からの適格請求書発行に対応するためのシステム改修委託料の増であります。

2款 水道費 1項 1目 水道事業費 354万円の増
簡易水道施設 115万1千円の増は、
主に、配水管施設及び浄水場施設修繕料の増

検満及び新設メーター整備事業 36万3千円の増は、
新設メーター器取付見込みによる増

上尾幌地区配水管整備事業 202万6千円の増は、
配水管工事設計変更に伴う工事費の増であります。

以上で歳出の説明を終わります。

1ページへお戻り願います。

第2条 地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

4ページをお開きください。

第2表 地方債補正 変更であります。

簡易水道事業 200万円の増

起債の方法、利率、償還の方法については、変更ありません。

5ページ、地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄

令和3年度末、現在高 1億4,139万6千円

令和4年度中、起債見込額 5,320万円

令和4年度中、元金償還見込額 301万6千円

補正後の令和4年度末現在高見込額は、
1億9,158万円となるものであります。

以上で、議案第57号の説明を終わります。

続きまして、議案第58号であります。

議案第 5 8 号

令和 4 年度 厚岸町下水道事業特別会計補正予算（1 回目）

提案理由説明書

議案書の1ページであります。

令和4年度 厚岸町 下水道事業 特別会計補正予算（1回目）
令和4年度 厚岸町の下水道事業 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、485万6千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、6億5,275万6千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正であります。
歳入では、3款3項、3ページ、歳出では、1款2項にわたって、
それぞれ、485万6千円の増額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。
8ページを、お開き願います。

歳入であります。

3款 国庫支出金 1項 国庫補助金

1目 下水道費国庫補助金 112万円の増

社会資本整備総合交付金について、配分額の増額による増であります。

5款 繰入金 1項 1目 1節 一般会計繰入金 333万6千円の増
補正財源調整に伴う増であります。

7款 1項 町債 1目 下水道債 1節 下水道事業債
40万円の増

起債対象事業費の増に伴う充当事業債の計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

10ページを、お開き願います。

歳出であります。

1 款 下水道費 1 項 下水道管理費

1 目 一般管理費 下水道事務電算処理 41万3千円の増

令和5年4月分からの適格請求書発行に対応するためのシステム改修委託料の増であります。

2 目 管渠管理費

管渠 200万2千円の増

主に、各中継ポンプ場の修繕料及び管内洗浄手数料の計上であります。

3 目 処理場管理費

終末処理場 21万3千円の増

主に、終末処理場の薬品代の計上であります。

2 款 下水道事業費 1 項 公共下水道事業費 222万8千円の増

公共下水道事業 補助分 次ページにわたり

社会資本整備総合交付金の交付決定を受けての、事業費調整減及び執行見込による増減であります。

公共下水道事業 起債分は、

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

以上で歳出の説明を終わります。

1ページへお戻り願います。

第2条 地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

4ページをお開きください。

第2表 地方債補正 変更であります。

公共下水道事業 40万円の増

起債の方法、利率、償還の方法については、変更ありません。

5ページ、地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄

令和3年度末、現在高 29億5,060万4千円

令和4年度中、起債見込額 8,330万円

令和4年度中、元金償還見込額 2億9,705万4千円

補正後の令和4年度末現在高見込額は、

27億3,685万円となるものであります。

以上で、議案第58号の説明を終わります。

続きまして、議案第59号であります。

議案第 59 号

令和 4 年度 厚岸町介護保険特別会計補正予算（1 回目）

提案理由説明書

議案書、1ページであります。

令和4年度 厚岸町 介護保険 特別会計補正予算（1回目）

令和4年度 厚岸町の介護保険 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、4,398万3千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、12億1,287万9千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正であります。

歳入では、3款3項、3ページ、歳出では、2款2項にわたって、
それぞれ、4,398万3千円の増額補正であります。

事項別により、ご説明いたします。

6ページをお開き願います。

歳入であります。

8 款 繰入金 1 項 1 目 1 節 一般会計繰入金
2 1 万 2 千円の増

9 款 1 項 1 目 繰越金

1 節 前年度繰越金 4, 3 7 6 万 5 千円 新規計上

それぞれ、補正財源調整による増額補正であります。

1 0 款 2 項 雑入 2 目 第 1 号被保険者返納金

1 節 返納金 6 千円の増

高額介護サービス費の減額更正に伴う返納金の計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8 ページをお開き願います。

歳出であります。

2 款 保険給付費 1 項 介護サービス等諸費

1 目 居宅介護サービス給付費

居宅介護サービス給付 補正額ゼロ

財源内訳補正であります。

5 款 1 項 1 目 介護給付費準備基金費

介護給付費準備基金費 7 8 0 万 2 千円の増

前年度の介護保険事業の実績に伴う積立金の計上であります。

7 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付金 2 目 償還金

償還 3, 6 1 8 万 1 千円の増

前年度の介護給付費国庫負担金等の精算返還金であります。

以上で、議案第 5 9 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 6 0 号であります。

議案第 6 0 号

令和 4 年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算（1 回目）

提案理由説明書

議案書の1ページであります。

令和4年度 厚岸町 後期高齢者医療 特別会計補正予算（1回目）
令和4年度 厚岸町の後期高齢者医療 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、237万5千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1億5,796万5千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分 及び 当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページを、お開きください。

2ページから3ページは、
第1表 歳入歳出予算補正であります。
歳入、歳出ともに、1款1項にわたって、
それぞれ、237万5千円の増額補正であります。

事項別により、ご説明いたします。

6ページをお開き願います。

歳入であります。

4款 1項 1目 繰越金 1節 前年度繰越金 237万5千円 新規計上
令和3年度決算による繰越金の計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8ページをお開き願います。

歳出であります。

2 款 1 項 1 目 後期高齢者医療 広域連合納付金 2 3 7 万 5 千円の増

令和 3 年度決算における出納整理期間の 4 月と 5 月の保険料収入分を
本年度に後期高齢者医療 広域連合へ納付する負担金の補正計上であります。

以上で、議案第 6 0 号の説明を終わります。

以上を持ちまして、

議案第 5 5 号 令和 4 年度 厚岸町一般会計補正予算（3 回目）から
議案第 6 0 号 令和 4 年度 厚岸町後期高齢者医療 特別会計補正予算
（1 回目）の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上 ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議案第 6 1 号 令和 4 年度厚岸町水道事業会計補正予算
(1 回目)

提案理由説明書

議案第61号、令和4年度厚岸町水道事業会計補正予算（1回目）の内容について

1 ページ

第1条 総則、令和4年度厚岸町水道事業会計の補正予算は次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量の補正であります。

主な建設改良事業について

送配水管布設替等事業を、113万7千円減額し、7千831万3千円に、
メーター設備事業を、103万4千円増額し、5千266万8千円に、
上水道地区地下水源調査業務等を、133万2千円減額し、2千46万円に、
上水道地区配水管基本計画委託業務を、85万円減額し、715万円とするものであります。

第3条 収益的収入及び支出の補正であります。

収入

1款 水道事業収益を71万5千円増額し、
3億1千186万円とするもので、

内訳は、

2項 営業外収益が、71万5千円の増であります。

支出

1款 水道事業費用を622万3千円増額し、
2億6千961万4千円とするもので、

内訳は、

1項 営業費用が、622万3千円の増であります。

収益的収入及び支出の内容につきましては、補正予算説明書で説明します。

第4条は 資本的収入及び支出の補正であります。

2 ページ

収入

1 款 資本的収入を 1 2 3 万 6 千円減額し、
9 千 6 8 0 万 9 千円とするもので、

内訳は、

1 項 企業債が、7 2 0 万円の増。

6 項 補償金が、8 4 3 万 6 千円の減であります。

6 ページの補正予算説明書

収益的収入及び支出の内容並びに資本的収入及び支出の内容について

収益的収入

1 款 水道事業収益

2 項 営業外収益

3 目 長期前受金戻入は、5 6 万 7 千円の減。

床潭末広間道路配水管布設替え工事実施距離が減少したことに伴う、当該年度
長期前受金収益化額の減。

6 目 雑収益は、1 2 8 万 2 千円の増。

令和 3 年度に中間納付した消費税及び地方消費税の還付に伴う還付加算金
6 千円の増と、退職手当組合事前納付金精算に伴う 1 2 7 万 6 千円の増。

収益的支出

1 款 水道事業費用

1 項 営業費用

1 目 原水及び浄水費は、4 3 7 万 6 千円の増。

2 4 節 動力費が、水道施設電気料の増。

2 目 配水及び給水費は、1 1 2 万 3 千円の増。

2 0 節 修繕費が、緊急的な町内水道管説明欄記載の漏水修理の増加に伴う

1 0 2 万 1 千円の増のほか、執行見込みを勘案した増。

4 目 総係費は、1 3 0 万円の増。

1 7 節 委託料が、適格請求書の発行が令和 5 年度より開始される事に伴い水
道利用者に発行する納入通知書等が該当するため、消費税仕分けを行なうため
に必要な水道料金システムの改修に 6 4 万 7 千円の増のほか、執行を勘案した
増。

6目 資産減耗費は、57万6千円の減。
床潭末広間道路配水管布設替えの一部除却距離の減少に伴う減。

7 ページ

資本的収入

1 款 資本的収入

1 項

1 目 企業債は720万円の増。

配水管更新工事1件の増加に伴う増。

6 項

1 目 補償金は、843万6円の減。

対象工事距離変更による減。

8 項

1 目 他会計負担金は、説明欄記載のとおり節内の組替であります。

資本的支出

1 款 資本的支出

1 項

1 目 建設改良費は、執行残を活用し1件の配水管布設替等事業の追加と各事業費用の組替であります。

2 目 総係費は、331万9千円の減。

執行額確定による減。

3 目 メーター設備費は、103万4千円の増。

執行見込みを勘案した増。

4 目 固定資産購入費は、3万7千円の増。

購入予定品の物価上昇に伴う増と執行に伴う減。

1 ページ下段へ戻り

第4条の本文括弧書き

「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

1億4千997万6千円は

当年度分損益勘定留保資金 1億267万5千円

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1千479万8千円

建設改良積立金 2千391万6千円
及び 減債積立金 858万7千円」を

「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額
1億4千896万4千円は
当年度分損益勘定留保資金 1億266万6千円
当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1千459万3千円
建設改良積立金 2千311万7千円
及び 減債積立金 858万8千円」に改めるものであります。

2 ページ中段

第5条 企業債の補正であります。

企業債の予定額を720万円増額し6千990万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法については、変更ございません。

第6条 たな卸資産購入限度額の補正であります。

たな卸資産である材料費の購入品の変更に伴い28万3千円増額するため、たな卸資産の購入限度額を1千706万7千円から1千735万円に改めるものであります。

3 ページと4 ページは、補正予算実施計画。

5 ページは、水道事業会計補正予定キャッシュ・フロー計算書。

8 ページと9 ページは、予定貸借対照表。

10 ページと11 ページは、会計処理の基準や手順を示した注記であります。

以上が、令和4年度厚岸町水道事業会計補正予算（1回目）の内容であります。
ご審議のうえ、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議案第78号

令和4年度 厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（1回目）

提案理由説明書

議案書の1ページであります。

令和4年度 厚岸町 介護老人保健施設事業 特別会計補正予算（1回目）
令和4年度 厚岸町の介護老人保健施設事業 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、5千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、7,655万9千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分 及び 当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページを、お開きください。

2ページから3ページは、
第1表 歳入歳出予算補正であります。
歳入、歳出ともに、1款1項にわたって、
それぞれ、5千円の増額補正であります。

事項別により、ご説明いたします。

6ページをお開き願います。
歳入であります。

1款 サービス収入 1項 介護給付費収入
1目 1節 施設介護サービス費収入 5千円の増
入所者見込みによる増であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8ページをお開き願います。

歳出であります。

4款 1項 公債費

2目 利子 長期債利子 5千円の増

令和3年度長期債の借入実行による利子確定に伴う増であります。

以上を持ちまして、

議案第55号 令和4年度厚岸町一般会計補正予算（3回目）から

議案第60号 令和4年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算（1回目）

及び、

議案第78号 令和4年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算

（1回目）の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上 ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。